

憲法は、何のために、誰のためにあるのか

—日弁連鳥取宣言の視点で自民党新憲法草案と民主党憲法提言を読む—

弁護士 宮 尾 耕 二

この小稿は、私が、2006年2月に、某弁護士会の憲法委員会主催の学習会で発言させていただいた内容に加筆・補正したものです。また、末尾のQ&Aには、当日の質疑だけでなく、本文で説明が不十分と思われる点を質疑応答の形で補充したのも含まれています。なお、ここに記載した内容は、あくまで個人的見解であり、日弁連、日弁連憲法委員会ないしシンポ実行委員会の公式見解ではありませんから、ご注意下さい。

■ はじめに

〇〇弁護士会の皆さん、初めまして。奈良弁護士会から参りました宮尾と申します。

実は私、本日会場に来ておられます△△先生とは、20年前、京都のとある下宿で一緒に生活していたという仲でございまして、当時から冬の〇〇の寒さについてはいろいろ聞かされておりました。しかし、来てみましたら、本当に寒い…というより、肌が「痛い」ですね、これは(笑)。

また、□□先生からは、あらかじめ「〇〇に着いたら靴の滑り止めを買うように」とアドバイスいただいていたのですが、なるほど、これは必要です。駅の売店でこれを買いましたら、ついでに、歩き方まで丁寧に教えていただきました。曰く「決して踵^{かかと}から足を下ろしてはいけない」とか「急いでいても、早足で歩いてはいけない」とか…。

いやもう、関西人にとってはオドロキの連続でありまして、帰りましたら、早速話に尾ヒレをつけて仲間に報告したいと思っています(笑)。

さて、今日は偉そうに皆さんの前でお話をさせていただくこととなったのですが、もともと私は憲法の専門家という訳ではありません。

ただ、日弁連人権擁護委員会の仕事で東京にいたとき、日弁連会館の地下の飲み屋で、酒の勢いで「人権大会で憲法改正問題やろうぜ!」と言ってしまった。そしたら、皆が「やろう、やろう」と言い始めた。

というわけで、「言い出しっぺ」の責任を取って、昨年11月に鳥取で開催された**第48回人権擁護大会**の準備作業にかかわらせていただくこととなりました。

とはいえ…。これはやはり難しいテーマです。しかし、「言い出しっぺ」としては、絶対にこの企画を失敗させるわけにいかないわけでした、昨年はまさに憲法一色の生活を送ることになりました。

おかげさまで、事務所の経営もガタガタになったのですが(笑)、人権大会の企画そのものは成功に終わりました。皆さまもご存じの通り、この大会では、シンポジウム「**憲法は、何のために、誰のためにあるのか**」が史上最高の約2000人の参加で成功するとともに、「**立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求め**る宣言」も賛成多数で採択されました。

というわけで、本日は、あくまで個人的な立場ではありますが、シンポ・大会の準備過程で勉強させていただいたことを、皆様にご紹介させていただこうと考えております。

■ 憲法改正をめぐる状況

さて、人権大会で憲法問題を正面から取り上げるようになったのは、言うまでもなく、憲法をめぐる状況が緊迫しているからです。

そこで、お手元の資料の年表を見ながら、現在に至る状況をおおまかに確認いたしますと、**流れが変わりはじめたのは、1990年代**になってからです。

それ以前にも日米安保条約や自衛隊をめぐる憲法論争が続けられてきましたが、明らかに潮目が変わったのは、1991年の**湾岸戦争**の時からです。

このとき、日本は「憲法9条があるから多国籍軍に自衛隊は派遣できない、そのかわりオカネは出す」ということで、90億ドル、1兆円近くを支出した。それなのに全く評価されないのは大ショック…ということで、何とか自衛隊を海外へ出そうという動きが出てきました。具体的には、湾岸戦争が終わった現地へ掃海艇を派遣した。1992年にはPKO協力法を作って、カンボジアに陸上自衛隊を送った。その後もモザンビーク、ルワンダ、ゴラン高原などへ次々と自衛隊を派遣した。

ただ、この時期に問題とされていたのは「憲法の空洞化」であったと思います。よもや、**憲法の条文そのものを変えてしまう明文改憲が間近であるとの認識はなかった。**

ところが、2001年9月にアメリカで同時多発テロが起き、2003年3月には**イラク戦争**が起きます。湾岸戦争の時と同じく、アメリカから協力要請が来る。今度はオカネを出すだけではダメだ、「**ショウ・ザ・フラッグ**」「**ブーツ・オン・ザ・グラウンド**」で頼む…ということで2003年7月には**イラク特別措置法**が成立し、2004年1月には**陸上自衛隊がイラクに派遣**されました。

しかし、憲法9条2項がある限り、自衛隊は海外で戦闘行為はできないというのが政府見解です。「非戦闘地域」での活動しかできないというのが法律の建前で、**わざわざ地球の裏側まで行っても給水活動しかできない**。そこで、「これでは困るから、**憲法を改正しなければ**」という動きが急速に強まります。

末尾の資料でも詳しく紹介しておりますが、自衛隊がイラクへ派遣された直後の2004年6月には**自民党**の憲法調査会憲法改正プロジェクトチームが「論点整理」というものを出しました。その後、自民党は、結党50周年に向けて着々と準備をしてきましたが、昨年10月28日には、いよいよ「**新憲法草案**」を発表しました。

また、**民主党**も同じく2004年に「創憲に向けて 憲法提言 中間報告」というものを出し、自民党に遅れることわずか3日、昨年10月31日には「未来志向の憲法を構想する」というふれこみで、「**憲法提言**」を提出しました。自民党と先を争うかのように、憲法を変える方向で議論を進めています。

読売新聞も同じ時期に憲法改正2004年試案を出し、**財界**も、経済同友会を皮切りに、商工会議所、日本経団連と立て続けに憲法を改正すべしという意見を出してきています。

また、国会でも、**憲法調査会**の審議にネジが巻かれて、昨年の4月には最終報告書が提出されました。そして、新聞報道によれば、今回の解散・総選挙の結果、今や、**衆議院議員の8割以上が憲法を改正すべしとの意見**を持つようになったと言います。

このような流れを振り返りますと、**数年内に憲法改正国民投票が実施されるであろうとの予測は、決して的はずれとはいえません。**

皆さんが本日の勉強会にお集まりになっているのも、この時代の流れを肌で感じられているからこそではないでしょうか。

■ 日弁連鳥取宣言の意義

さて、昨年の鳥取人権大会は、皆が楽しみにしている「カニ」の解禁日に合わせて、例年よりも約1ヶ月遅く、11月に開催されました。

しかし、偶然とは恐ろしいものです。カニさん達のおかげで、10月末に自民党新憲法草案と民主党憲法提言が出されてから半月もたたぬうちに、日弁連が、今公にされている改憲案は「日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながる」という宣言を上げることになりました。この宣言は、憲法の理念（立憲主義）の「堅持」と基本原理の「尊重」を謳う宣言ですから、これを「後退させる」と評価したということは、「反対」の立場で宣言を上げたということに他なりません。

この宣言については、「9条2項の堅持が謳われていないのは不徹底だ」とか、いろいろな意見があるようですが、私自身は、**画期的な宣言**だと考えていますし、その意義を伝えなければならぬと考えています。

考えても見て下さい。今まで日弁連では、**9条、特に9条2項の問題はタブー**とされてきたではありませんか？ しかし、今回の宣言では、「9条の戦争を放棄し、戦力を保持しないというより徹底した恒久平和主義」を「平和への指針として**世界に誇りうる先駆的意義を有するものである**」と確認しました。これが**大きな一歩**でなくて何なのでしょう。

また、日弁連は**強制加入団体**です。自民党や共産党の議員となっている先生方も含め、ありとあらゆる考え方の弁護士が強制的に加入させられている。そういう団体が、**9条部分を含めて今の改憲論に「反対」したのです**。これは、はっきり言って「事件」です。なぜなら、日弁連にできたということは、どの団体でも可能だからです。私は、かねがね、どういう訴えをすれば、一人でも多くの人たちの心を捉えられる

だろうかと思いましたが、今回の宣言はその一つの答えではないでしょうか。

ちなみに、私自身がこの宣言を積極的に支持するようになったのは、議論の過程で、

「『護憲』と『改憲案に反対』とは違う。『改憲』にもいろいろあって、自称『改憲派』でも『現在の改憲案には反対』ということはある」

ことに気づいたからです。

これに気づいたとき、以前から私の頭の中でモヤモヤしていたものが形になりました。つまり、そもそも「護憲か改憲か」という議論は、議論の立て方を間違えているのです。問題は「何をするために、どう変えるのか？」「それに賛成か、反対か」でしょう。そこをすつとばして、抽象的に「護憲か改憲か」を論じるのは不毛です。

そもそも、考えてみれば、**憲法改正国民投票で過半数を組織しなければならないのは「変える側」**なのです。憲法改悪を止めるためには、「改憲案に賛成しない票」を過半数組織すればよいのです。その中に自称「改憲派」がいてもいい。「護憲」で過半数を組織する必要はないのです。

ちなみに、シンポの準備過程でいろいろな方々と議論しましたが、例えば、「自衛隊の存在を憲法の明文で規定したうえで、それが専守防衛に徹することを明記すべきだ」という方が、弁護士の中にも相当おられます。こういう方々とは「護憲」では一致できません。しかし、こういった方々も、今の状況に対する危機感を持っておられる。

では、そういった方々、つまり自称「改憲派」の方々も含めて、国民の過半数の方々に「今の改憲論はおかしい」と思ってもらうためには、何を訴えればよいのでしょうか？

そういう観点から見たとき、**今回の宣言には2つのポイントがある**と考えています。

1つは「立憲主義」という基本的観点です。

もう1つは、9条改正の動きについて、今の改憲論を「集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの」と規定したことです。

■ なぜ「立憲主義」か？

そこでまず、なぜ今回の宣言のキーワードが「立憲主義」になったかという点からお話させていただこうと思うのですが、私の目から見て、その立役者となった資料が2つあります。

1つは、自民党憲法改正プロジェクトチームの委員発言録です。政権党の現役の国会議員だった先生方のナマの発言です。その一部を紹介しますと、

「〔憲法前文は〕『十七条憲法』や『五箇条の御誓文』のように日本の文化・伝統・国柄がにじみ出るべきもの。健全な愛国心等」

「より社会に対する利益というものが優先されるということがあり得るということはしっかりと憲法でうたっておかないと、個人の権利が広がりすぎて社会全体がそのためにむしろ停滞する。」

「夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもんだということをし、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない。」

「憲法とは何かと言えば、やはり愛国心の一番の発露なのではないか。そして、その根底にあるのは何かと言えば、家族だ。」

「戦後の日本民族弱体化政策、バラバラにして二度と一致結束して立ち上がることがないようなことを主眼においた憲法の影響結果がいま現れているのではないか。それを払拭するような、公共のために、国のためにという奉仕もするし、国を守るために義務・責任を負うんだということをはっきり書いてもらいたい。」

「義務について本当に現在の憲法は規定されて

いない。権利の制限と言うこともこの際、義務と一緒にしっかりもういっぺん考えていただきたい。」

「神道の復活というものもあるのか。国民の心のよりどころというのが必要なのではないかと。それは一つは神道であって、象徴天皇ではないか。」

「神道は宗教なんですか。宗教じゃないように思う。天皇の権威というものは世界最高だと思う。」

「学説で、今の憲法の根幹、基本的な部分の改正は改正手続きによってもできないというのがどうも学説の主流だが、それは間違いだ。なぜならば、現在の憲法の改正手続きによれば、内容的な制約はない。」

声を出して読んでいると気分が悪くなってくるのですが（笑）、まさに「何でもあり」の世界ですね。

では、もう1つの「主役」は、と言いますと、自民党が2004年11月17日に発表した「憲法改正草案大綱（たたき台）～『己も他もしあわせ』になるための『共生憲法』を目指して～」という資料です。

皆様もご存じのように、この「大綱」は発表後わずか半月で「白紙撤回」されました。しかし、これはよくできてます。それだけに、その問題点もよくわかるんですね。自民党がこの「大綱」を「白紙撤回」したのは、おそらく、何を考えているのかがストレートに出過ぎたからだと思います。

さて、この幻の「大綱」を含めて、今の改憲論の共通した特徴は、いわゆる「憲法の三原則」、すなわち「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の原則は維持する…という建前を取っていることです。

しかし、もう一つの特徴はというと、改憲論の言う「三原則」の中身はどこかおかしい。本質的なところでズレているんです。

たとえば、最近でこそトーンダウンしていま

すが、初期の改憲論は、ほぼ共通して憲法改正国民投票を廃止することを提案していました。そして、その理由とはいうと、たとえば「国民主権の一番の実現は憲法改正だ。ところが憲法は60年間一度も改正されてこなかった。それは改正手続が厳格に過ぎるからだ。だから、憲法改正国民投票を廃止しよう。」というものだったのです。

しかし、ここまで正面切ってズレたことを言われると「なぜおかしいのか」を指摘するのは意外と難しいものです。

そこに出たのが先ほどの「大綱」でした。私は、これを読んでよくわかりました。いわゆる「三原則」の下に、さらに根本的な「理念」がある。今の改憲論は、その「理念」のレベルで問題を抱えているのです。

■ 「憲法」とは何か

では、憲法の基本理念とは何なのでしょう。

この点を議論する前には、まず「**憲法とは何か?**」という点をはっきりさせなければなりません。

「『憲法』という名前がついていれば憲法」というのでは答えになりません。

たとえば、「和を以て貴しとなし、さからうこと無きを宗とせよ」で有名な聖徳太子の「**十七条憲法**」は、「憲法」といっても、**今の憲法とは全然異質のもの**です。せいぜいのところ公務員の職務規程のようなものでありまして、これを現代の憲法論議の中に持ち込むのはちょっとおかしい。

それでは、明治憲法、大日本帝国憲法はどうでしょうか？なるほど、これは、当時の水準にあつては立派な憲法でした。しかし、第二次世界大戦後、世界的に、「**憲法が憲法と言えるためには、一定の内容が必要である**」と考えられるようになりました。そして、明治憲法は、

その内容を備えていない。

これに対して、**日本国憲法にはその内容が盛り込まれている**。明治憲法とは質的に異なる内容を持つようになったのです。

■ 憲法の基本理念 「個人主義」と「法の支配」

では、**憲法が憲法たるために必要不可欠な内容とは何なのでしょう**か？

この点について、鳥取宣言は

「**憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立すべき**」

と規定しています。

正直、この認識に至るには相当な議論があつたのですが、この定義のもとになつたのは憲法の

13条「**すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**」
98条1項「**この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。**」

99条「**天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**」

という規定です。つまり、憲法の条文を削っていった最後に残るもの、これを削ったら憲法が憲法でなくなるもの…それがこの3つの条文であるという認識が、上記の定義につながっているのです。

そして、これらの条文に示された考え方の根底にある考え方を単語にしたらどうなるかというと、「**個人主義**」と「**法の支配**」という2つの言葉に行き着くと私は考えています。そして、これこそが、「**立憲主義**」と呼ばれるものの**核**となる思想なのですね。

■ 「個人」と「個人の尊厳」

さて、皆さん方の中には、憲法の基本理念が「個人主義」であると言われて、なぜ「個人の尊厳」と言わないのだろうか？…とされている方がおられるかもしれません。

実はこの点は、シンポの準備過程でも議論になりました。また、この10年余り、憲法学会でも熱い議論が繰り広げられていました。

ここで少し立ち入った説明を致しますと、世界的に見れば、**基本的人権を基礎づける思想には2つあります**。1つは、17世紀イギリスの哲学者T.ホブズ、J.ロックらに源流を持つ「**個人主義**」。もう1つはキリスト教に起源を持ち、18世紀ドイツの哲学者カントが独自に発展させた「**人間の尊厳**」です。

比較憲法的に見ても、アメリカ合衆国憲法やフランス人権宣言など「個人主義」を中核概念とする憲法と、ドイツ基本法など「人間の尊厳」を中核概念とする憲法の2種類があります。

ところが、日本では、その違いが意識されてきませんでした。「個人主義」を中核概念とする憲法を、ドイツ流に理解しようとした。そこで、憲法24条の「個人の尊厳」が憲法の中核概念だとされてきたのです。

しかし、日本以外に「個人主義」でも「人間の尊厳」でもない「個人の尊厳」を憲法の中核概念として議論する国はありません。そのことを指摘したのが、上智大学のホセ・ヨンパルト教授でした。そして、その指摘に対する憲法学会の反応について、ある学者は「**人権全体に関わる地殻変動**」が起きたとまで述べています。つまり、もはや、学会では、「個人の尊厳」という言葉は過去のものになりつつあるのです。

そこで改めて13条を読み直してみますと、「尊厳」という言葉は出てきません。「個人を尊重する」とも書いていない。すべて国民は「個

人として」尊重されると書いてある。つまり、「個人」とは、独自の価値ある概念なのです。そのことを、私達はきちんと理解できていなかったのです。

次に、「人間の尊厳」という言葉についても少しだけ説明しておきますと、この言葉のルーツは古代キリスト教にあります。実に2000年以上も昔からある概念なのです。それを18世紀ドイツの哲学者カントがさらに洗練させていったのです。こういう長い歴史と思索の陰翳を持った概念を、生半可な知識で振り回すのは禁物です。間違っても、国語辞典で「尊厳」という言葉をひいたくらいで、この概念の意味するところがわかったと勘違いしてはいけません（笑）。

まして、「個人の尊厳」となりますと、「日本オリジナル」の概念ですから、それこそ「何でもあり」の世界になってしまいます。

そして、自民党の「大綱」、そして民主党「提言」には、まさにこの問題点が如実にあらわれているのです。

すなわち、自民党大綱は、一方で「憲法は、この『個人の尊厳』を最高価値とする価値規範を体系化したもの」と規定するとともに(第三節-節1)、

「『個人の尊厳』を究極の価値とする『基本的人権の尊重』の原理は、『みんなのしあわせ』を実現しようとする憲法の根本的価値であ」とも言います(副論)。つまり、「みんなのしあわせを実現するからこそ個人には尊厳がある」という理屈です。で、これを裏返せば、「みんなのしあわせに貢献しない個人には尊厳がない」ということになる。

しかも、この「みんな」には「国家」も含まれます。大綱は「家庭の保護」を強く打ち出しますが、同時に

「『家庭』は、社会や国家という『公共』を構成する最小の単位」

であるとも言います(第三章四節)。つまり、「国家」は特別な存在ではなく、家庭や地域社会の延長線上の存在、つまり「みんな」の一類型でしかない。

そうすると、大綱の論理では、「**国家に貢献しない個人には尊厳がない**」「**そんな奴には人権を保障する必要はない**」ということになります。私は、それこそが大綱のいう「**国家と個人の共生**」の正体であり、**その発想が「新憲法草案」にも受け継がれている**と考えています。

では、**民主党「提言」**はどうかというと、**憲法の中核理念として「人間の尊厳」**を持ってきました。つまり、「**個人**」という言葉自体が消えてしまったのです。

その上で、「提言」は、

「人間は自然の一部であり、命があり、自由な主体性を持っているが故に尊厳がある。『人間の尊厳』を尊重するとは、自然を守り、命あるものを守り、他者の自由な主体性をも守ることである」(7頁)

と定義します。「2000年の歴史ある言葉をこんなに簡単に定義していいのかなあ」と思うのですが、さらに、「提言」は、

「われわれは…(中略)…『共同の責務』という考えを提示したいと考える。いま、地域(国)や世代の対立を超えて、人権あるいは環境についてこれを良好に維持する『責務』を『共同』で果たし、互いに権利を思いやりながら暮らしていける社会の実現を旨とするのである。

それはまた、〈国家と個人の対立〉や〈社会と個人の対立〉を前提に個人の権利を位置づける考えに立つのではなく、国家と社会と個人の協力の総和が『人間の尊厳』を保障することを改めて確認する。」

といます(9頁)。

これ、読めば読むほど、**自民党「大綱」とよく似た発想**なんですね。「**個人の尊厳**」という言葉を「**人間の尊厳**」に変えただけだと言ってもよいのではないのでしょうか。

■ 「個人」の意味

では、「個人の尊厳」ならぬ「個人」とは、本来どういう意味を持った言葉なのでしょう。

まず日本語としての「個人」ですが、意外なことに、**明治まで「個人」という日本語はありませんでした**。それは西洋から来た^{インディヴィジュアル}Individualという言葉の訳語として誕生した言葉です。

ただ、この"Individual"という言葉、これは当時の日本人にとって**ひどく理解しづらい概念**でした。それまでの日本には、それに対応する概念が全くなかったからです。ですから、この言葉は、最初は「**独一個人**」「**人民各個**」「**一身ノ身持**」などと訳されていたといいます。「個人」という言葉が辞書に載ったのは1891年以降だといいますから、ホント、明治の先輩方は苦勞したわけです。

もともと、ヨーロッパでも、Individualという言葉はそれほど古いものではありません。これは、ヨーロッパの**中世的な社会秩序に対する反対概念として生まれた言葉**です。

では、中世的な社会秩序とは何かというと、要は、**ひとりひとりが「身分」「家」そして「領地」にがんじがらめにされた状態**です。それは江戸時代までの日本も一緒でした。

たとえば、当時は、百姓に生まれたからにはどんなに努力しようがお侍や貴族にはなれなかったわけです。それが「身分」。

次に「家」ですが、これは結婚を考えればよくわかります。結婚は家と家がするもので、自由恋愛結婚などもってのほかでした。だからこそ、シェイクスピアの「ロミオとジュリエット」の悲劇が起きた訳ですね。

そして、「領地」ですが、たとえお殿様や貴族であっても、自由に住む場所を変えることはできませんでした。まして百姓、農奴と呼ばれる階層はそうでした。

あと、ヨーロッパの中世に特殊なのは、「**神**」

＝キリスト教的価値観です。

これは、これに対応するものを持たない日本人にとっては理解しづらいものです。それをあえて、ごく簡単に、かつやや誇張していうと、次のようになるでしょうか。すなわち、どんなに理不尽なことがあっても、つらいことがあっても、「全ては神様がお決めになったこと」。

「ひとり」に認められたのは「あの世」での幸福のみ。「身分」「家」「領地」といったオキテを破って現世の幸福を追求することは、神の秩序に対する反逆である…そういう価値観が「差別」と「不自由」を支えていたのです。

このような中世的な社会秩序に対してまず起きたのは、いわゆる「ルネサンス運動」でした。それは、まず、神絶対の価値観に対する疑問として登場しました。ひとりひとりの人間にも価値があるのではないかと…そういうことが語られる時代が訪れたのです。

やがて、それは、「身分」「家」「領地」といった束縛に対する疑問に発展してゆきます。

「貴族も百姓も、同じ人間ではないか。」「ミヤオ家の長男である前に、まず、自分は自分だ。」

「自分は自分の生きたいように生きる。幸福を追求する。そのどこが悪い!?」…そういった独立して自由かつ平等な1人1人の人間のありかた、それがindividual「個人」という概念に込められた意味なのです。また、この概念を母胎として、後の時代には「基本的人権」や「平等」という概念が生まれてゆきます。

そして、こういう価値観が普及するにつれて、「中世」という時代は終わりを告げました。

■ 個人と国家

しかし、それでメダタシメダタシとはいきません。それまで個人を束縛していた「身分」「家」「領地」にかわって「個人」の前に現れたのが「国家」です。

それは、いわゆる「近代国家」「国民国家」「主権国家」と呼ばれる新しいタイプの国家です。それまでバラバラに分散していた権力が1点に集中して、国家のすみずみにまで行き渡るようになった国家です。そして、その集中した権力が今日私たちがいうところの「国家権力」であり、最初にそれを握ろうとしたのが、いわゆる「絶対王」と呼ばれる人たちでした。

ちなみに、日本では、この変化は江戸幕府から明治政府、将軍から天皇への変化であったといえ、イメージをつかんで頂けるのではないかと思います。将軍の権力が末端まで及んでいなかったことは、百姓の将軍に対する「直訴」が禁止されていたことから明らかです。これに対して、明治政府における「天皇」は唯一絶対の権力者として、直接国民を統治するようになったのです。

つまり、「個人」と「国家」というのは、近代が生んだ二卵性双生児のようなものです。

以来、現在に至るまで、「個人」と「国家」の関係をもどのように考えるのか、という問題が提起されることとなります。つまり、「個人あつての国家」と考える「個人主義」と呼ばれる考え方を取るのか、「国家あつての個人」と考える「国家主義」と呼ばれる考え方を取るのかという問題です。そして、それこそが、現在に至るまで、憲法学の根本問題なのです。

そして、1689年のイギリス名誉革命や、1789年のフランス革命などのいわゆる「市民革命」と呼ばれる事件は、「国家主義」を否定し、「個人主義」を思想的な軸とするものでした。

そして、それを正当化する理論が「社会契約論」でした。その内容をちょっと難しく言うと、「個人とは、国家の存在を抜きにして、それ自体価値あるものである。国家は、個人の契約によってつくられた人為的なものにすぎない。」という考え方です。

わかりやすくいうと、日本国民である前に、

ミヤオコウジである。それが、自主的に、ヤマダタロウさんやスズキイチローさん、その他多くの人たちと一緒に、合意の上で、日本という国を作った…という考えですね。

そして、この考え方を前提に、ミヤオさん、ヤマダさん、スズキさんの利益を害するような国など要らない。そんな国は壊してしまっ構わないよ…というのがJ.ロックの「抵抗権」の考えでした。

■「個人主義」と「法の支配」の融合…立憲主義の誕生

とはいえ、実際には、1人1人の個人と国家権力との間には圧倒的な力の差があります。なにせ、警察も軍隊も握っているのが国家権力ですから、まともにケンカをしても勝負になりません。

そこで重要となるのが「法の支配」という思想です。これは、「国王は何人の下にもあるべきではない。しかし、神と法の下にはあるべきである」という言葉で知られていますが、要するに、**国家権力よりも優先する「法」があり、最高権力者もそれに従わなければならない**という考えです。

そして、この考え方を取ることによって、初めて、個人と国家は対等の立場に立つことができたのです。権力者がいくら命令を出しても、それが「法」に反するものであれば、警察も軍隊も動かない。むしろ「法」に逆らった権力者が権力の座から追放されることになるわけです。

かくして、市民革命の時代に、「**個人主義**」と「**法の支配**」が融合したものと**立憲主義**が誕生しました。それが具体的な憲法典という形をとったのが、たとえば**アメリカ合衆国憲法**であり、**フランス人権宣言**だったのです。

そして、紆余曲折はありましたが、立憲主義の本質は現代に、わが憲法にも引き継がれてい

ます。それこそが、先ほど紹介した**憲法13条、98条1項、99条**の規定なのですね。

13条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しますが、そこにいう「個人」とはまさに中世的社会秩序を否定する中で生まれたIndividualとしての「個人」です。これは、98条1項、99条と相俟って、**国会を含む全ての権力者に対し、全ての人を「個人」として尊重すること、つまりその「生命、自由及び幸福追求」を最大限尊重することを義務づける規定**となります。そして、これこそが**基本的人権の本質**なのですね。

■ 国家主義の典型…「靖国神社」

ただ、歴史は直線的には進みません。市民革命の後、この考えがずっと支持されてきたのか?…という点と違えます。

たとえば、**明治憲法の中には「個人」という言葉も、「最高法規」という言葉も出てきません。**

「個人」のかわりに明治憲法にあったのは「**国体**」でした。明治憲法の「告文」、つまり前文には「**国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ**」と書かれ、同憲法の1条には「**大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス**」と規定されていました。これは、日本書紀に書かれた天照大神(アマテラスオホミカミ)の神詔(かみことり)に遡る「**国体**」を宣言し、確認したものです。

そして、同憲法の2条では「**天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス**」と規定されていました。つまり、憲法よりも天皇が優位する。明治憲法は最高法規ではなかったのです。

そして、戦前・戦中のわが国には「**国体ファシズム**」が吹き荒れました。

1925年に制定された「**治安維持法**」では、「**国体を変革することを目的として結社を組織**

したる者」は厳罰に処されることとされました。

1937年には当時の文部省が「**国体の本義**」を發表します。その「緒言」を資料に載せておきましたが、これは「**個人主義**」を名指しで攻撃して「**万古不易の国体**」による新日本を建設しようと呼びかけるものでした。

私は、この時期の日本を席卷したものは、おそらく、**世界的に見ても、最も純化、徹底された国家主義の1つ**であったと思います。「**日本人であるからこそミヤオコウジである**」「**日本人でなければ人間としての価値がない、非国民だ**」という考えが行くところまで行った思想だと言えましょう。

そして、その思想のシンボル、中核となったものが、最近なにかと話題に上ることの多い「**靖国神社**」です。

では、「靖国」とは何だったのでしょうか？

その本質を鋭くえぐり出したのが、最近隠れたベストセラーになっている高橋哲哉氏の「**靖国問題**」（ちくま新書）という本です。高橋氏は、

「**靖国神社**」は「『**感情の錬金術**』によって戦死の悲哀を幸福に転化していく装置にほかならない」。

と述べます。つまり、「**お国のために死ぬことが最高の幸福**」…これが靖国イデオロギーの本質なのです。

それが非常によくわかるのが、「靖国問題」で引用されている、雑誌「主婦の友」1939年6月号掲載の「**母一人子一人の愛児を御国に捧げた誉れの母の感涙座談会**」という対談記事です。その一部を紹介しますと

「うちの兄貴は、動員がかかってきたら、お天子様へ命をお上げ申しとうて申しとうてね、早う早うと思うとりましたね。今度は望みがなくて名誉のお戦死をさしてもらいましてね」

「もう子供は帰らんと思や、さびしくなって仕方がないが、お国のために死んで、天子様にほめていただいとすると、何もかも忘れるほどうれしゅうて元気が出ますあんばいどすわいな」

子供が死んで嬉しい…！ 今では信じられないことですが、建前としては皆そう思っていた。そう思われたカラクリの中心にあったのが、戦死者を神としてまつる靖国神社だったのです。

でも、実際はどうだったのでしょうか？**当時の若者に、個人的な幸福を追求をすることは許されませんでした**。徴兵拒否は厳罰でした。敵の捕虜になることすら禁止されたのです。その中で、学問をしたい、野球をしたい、家族と一緒に暮らしたいといった個人的な幸福、もっと言えば「**生きたい**」「**死にたくない**」という最低限の要求さえ踏みにじられていったのではなかったのでしょうか？。そこに「**人権**」という概念が入り込む余地はまったくなかったのです。

ところが…。この靖国思想を支持する人たちが**改憲論者の中に多い**。

それが「**新憲法草案**」20条3項が「**政教分離**」原則の緩和を提案している背景です。しかし、こと靖国がからむとなると、**単に信教の自由の問題にとどまりません**。憲法そのものの破壊につながりかねないことに注意する必要があります。

■ 平和主義と立憲主義

さて、ここでようやく個別の論点に入ることになりますが、言うまでもなく、**今回の憲法改正論議の焦点は、平和主義**です。

ただ、一度でもこの問題で議論をされた方ならおわかりのように、この問題は本当にいろんな議論が錯綜しています。ですから、**建設的な議論をするためには、共通の言葉とすべきことを積み重ねていかなければなりません**。そういう意味で、いくつかの点を指摘させていただきたいと思います。

まずは、そもそも**なぜ憲法に平和主義を規定しなければならないのか**、ということです。

18世紀後半に誕生したフランス人権宣言も、

アメリカ合衆国憲法も、戦争についての規定を持っていませんでした。これに対して、現在にあっては、150を超える国が、憲法に何らかの平和主義条項を設けているといます。その間に何が起きたのでしょうか。それは、戦争そのものの変化、戦争に対する見方の変化でした。

立憲主義が誕生した当時は、戦争をするには大義名分さえあればいいと考えられていました。さらに、欧米列強国による植民地獲得競争が始まる中で、戦争には大義名分すら不要で、ただ、そのやり方だけが問題だという「無差別戦争観」が主流になっていきます。宣戦布告とか捕虜の虐待の禁止とか、そういったルールは決めるけれども、戦争そのものは違法でもなんでもないという考え方です。

他方、欧米列強国どうしの戦争は、1871年のプロイセン・フランス戦争以来約40年以上も絶えていました。工業化とともに兵器の近代化もどんどん進んでいきましたが、それが何を意味するのか、誰も気づかなかったのです。

その意味するところが明らかになったのは、1914年に勃発した第一次世界大戦でした。そこでは、約2000万人の死者が出たといいます。

さらに、1939年には第二次世界大戦が勃発します。その被害は第一次世界大戦をはるかに上回るものでした。被害が大きすぎて、論者によって数字が異なるのですが、私の手元にある資料(Microsoft(R) Encarta(R) Reference Library 2005.)によれば、軍人・民間人を合わせた死者を国ごとに見ると

ソ連	2000万人
中国	1350万人
ドイツ	720万人
ポーランド	550万人
フランス	60万人
イギリス	50万人
イタリア	40万人
日本	210万人
アメリカ	40万人

だったといます。この莫大な死者、犠牲に対する反省なしに、人権もへったくれもない…というのは非常にわかりやすい理屈です。

さらに、「個人」と「国家」の対立関係という視点で見ると、ひとたび戦争が起きれば、「国家が勝つために個人が死ぬ」か、「個人が生きるために国家が減じる」かという、究極の選択が迫られることとなります。このようなむきだしの対立が起きれば「国家緊急権」とかなんとかいって「法の支配」など吹き飛ばしてしまいます。全ての価値が「国家が勝つこと」に集約されてしまう。かつての日本のように「国体護持のため、最後の1人まで闘って死ぬべし」という結論となるのは自明のことでしょう。

つまり、「戦争」こそは最大の人権侵害であり、立憲主義の最大の敵なのです。国際法によって侵略戦争が違法とされるとともに、平和主義が立憲主義の原則として承認されていったのは当然のことと言えましょう。

そして、その本質は、国家権力に対する戦争の禁止です。「新憲法草案」前文は「平和主義と国際協調主義」を同義のものとしていますが、そんな耳障りのよい言葉で置き換えることは断じて許されないので。

■ 前文と9条2項の持つ意味

では、国家権力による戦争を禁止するためには、憲法にどのような規定を設ければよいのでしょうか。

この点、わが憲法は、比較憲法的にみても徹底した規定を設けています。特徴的なのは「平和的生存権」を規定した前文と、戦力放棄まで規定した9条2項です。なぜ、このような規定が盛り込まれたのでしょうか。

ここで押さえておかなければならないのは、9条1項の原型は戦前からあったということです。それは、第一次世界大戦後、1928年に

締結された「戦争放棄に関する条約」です。これは、次のような規定を持つ条約でした。

「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス」

どうです。今の9条1項とよく似ているでしょう。この条約によって、**侵略戦争は既に禁止されていた**のです。

ところが、日本は、1929年の世界大恐慌を契機にして、中国への侵略戦争を始めます。これは、戦争とはいわず、「満州事変」「シナ事変」と強弁して行われました。更に、アメリカなどから経済封鎖をされると、「自衛」のために、真珠湾攻撃・太平洋戦争へと突入してゆきました。

この歴史の教訓は「戦争放棄に関する条約」では戦争を防げなかったという点にあります。それが日本の特殊性なのです。戦争を防止するため、9条1項のほかに前文と9条2項が加えられたのは決して「思いつき」ではなかったのです。

■ 何のための改憲か

ところが、現在の改憲論において目の敵にされているのも、この二つです。では、何をするためにこれらを変えようというのでしょうか？

ここで押さえるべきは、**現行の9条2項についての政府見解**です。現行規定の解釈でできることなら明文改憲などする必要はない。政府自身が今の憲法で何ができて、何ができないと理解しているのかを知れば、おのずと何をしようとしているのかわかるはずです。

政府見解によれば、現行の9条が禁止しているのは「国際紛争を解決するための戦争」だけです。他国から武力攻撃があった場合に、それを排除するために必要最小限度の範囲で実力を

行使することは、自己防衛そのもので当然認められる。また、そのための必要最小限度の実力、つまり自衛隊を保持することも禁じられていません。

しかし、この**政府見解によっても「他国からわが国に対する武力攻撃があること」が実力行使の条件**になります。それが無いのに自衛隊に戦闘行為をさせることはできません。

また、必要最小限度の範囲での実力行使ですから、他国からの武力攻撃を排除する…つまりわが国の領土から追い出す以上のことはできません。敵国の首都〇×まで追撃してはいけない…あつ、具体的な地名をげるのはマズイですね（笑）…**追撃の手は国境線でストップ**させなければならないのです。

ですから、**他国からの武力攻撃が無いのに海外で戦闘行為をするなど論外**ということになります。

これは、**侵略戦争を防止する**という意味では、一つの**明確かつ有効な基準であった**と言えます。海外で戦闘行為をしないで他国を侵略することなど、論理的に不可能ですから。

そして、最近何かと耳にする事の多い「**集団的自衛権**」の行使が認められないとされるのは、それゆえなのです。

集団的自衛権というのは**国連憲章51条**に規定のある概念ですが、「**自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利**」であると言われて

います。ただ、これは、わが国の憲法との関係では認められない。なぜなら、政府見解によっても、**わが国に対する武力攻撃がなければ戦闘行為ができない**からです。

また、これによく似たものに「**集団的安全保障**」という言葉があります。これは**国連憲章**に詳細に規定された制度で、**安全保障理事会の決**

議に基づき国際社会が一致協力して安全保障の措置を取ろうというもので、その中には軍事の実力の行使も含まれています。集団的自衛権が「隣のケンカに私も参加する」という枠組みの話だとすると、集団的安全保障はいわば「世界警察」の枠組みの話ですから、本来、両者は全然別の概念です。

ただ、残念なことに、国連が指揮命令権を持つ正式な「国連軍」というものが組織できないために、国連憲章の規定通りに集団的安全保障が実行されたことは一度もありません。現実には、安全保障理事会のいわゆる「武力行使容認決議」等に基づいて、各国がその軍隊をもって実力行動をしています。

では、これには参加できるかという点、日本は参加できないというのが政府見解です。なぜなら、いくら安全保障理事会の決議があっても、わが国に対する武力攻撃がないからです。

さて、そういったことを前提に、「新憲法草案」を見てみますと、従前の9条2項が削除されて、かわりに「9条の2」が新設されている。

しかし、この新「9条の2」、条文こそ長いものの、国会を含めた「国家権力に対する歯止め」として見たとき、中身はあまりありません。つまり、わが国に対する武力攻撃がない場合であっても、他国と戦争ができる。海外で戦闘行為ができる。それがこの改憲案の核心なのです。

とはいえ…。「自分の国が攻撃を受けていないのに海外で戦争をする」というのでは、一歩間違えれば侵略戦争になってしまいます。その歯止めは効くのでしょうか？

なるほど、新憲法草案でも9条1項が残されています。理屈の上では、それで侵略戦争は防げるはずですが。

しかし、「侵略か侵略でないか」に線引きをするのは、本来、とても難しい、余程の覚悟が必要な作業です。では、今の日本政府にそれができるかという点、無理なんじゃないか？

たとえば、日弁連を含め、多くの団体・学者は今回のイラク戦争を違法な侵略戦争だと指摘しています。しかし、政府はそういう立場に立っていません。むしろ、このイラク戦争が今の議論のスタートラインになっている。

また、イラク特措法では「戦闘地域」には行けないことになっているのに、その戦闘地域と非戦闘地域の区別を問われたとき、小泉総理大臣は「分かるわけじゃないですか」と開きなおりました。

結局、「戦争放棄に関する条約」を守れなかった戦前と今とでは大差ないということです。残された9条1項に過大な期待をすることは禁物でしょう。

というわけで、改めて「疑いの目」で新設の「9条の2」を読みますと、その第1項では「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する」と規定され、同条第3項では「自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、…国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動…を行うことができる」と規定されています。

まだ公式なコンメンタールが刊行されているわけではないので人によって解釈が異なるかもしれませんが、私は、同条第1項により広い意味での「自衛権」つまり、国連憲章51条に規定された「個別的自衛権」と「集団的自衛権」の行使が認められることになり、同条3項によりそれ以外の「国際協調活動」…つまり海外での武力行使が認められることになると理解しています。そうすると、国連安保理決議に基づく「集団的安全保障活動」には、同条3項を根拠に参加できるということになるのでしょうか。ただ、ここまでは国連憲章でも認められた範囲内であり、侵略戦争とは言えません。

しかし、同条3項では、「国際協調活動」が「国連の集団的安全保障活動」に限定されてい

るとは読めません。一体どういう場合に、どの国と協調するための活動なのかが明確にされていないのです。

従って、新憲法草案9条の2は、「集団的自衛権」の行使及び「集団的安全保障活動」への参加以上のことも念頭に置いた規定ではないか？…という疑念が生じてくるわけです。

そこでまず、この規定が本来の「集団的自衛権」の行使の枠に収まっているのかどうかを検討してみましょう。

ここで押さえなければいけないのは、多くのマスコミあるいは改憲論者のいう「集団的自衛権」という言葉は、本来の意味より広げられているということです。

たとえば、「集団的自衛権の行使が認められないから自衛隊はイラクで戦闘行為ができなかった」というのはウソです。なぜなら、**国連憲章51条は集団的自衛権行使の要件として「武力攻撃」が発生したことを明確に要求しているから**です。イラクはアメリカやイギリスに武力攻撃をしましたか？ノーでしょう。実は、**集団的自衛権の行使が認められてもイラクでの戦闘行為はできなかったのです**。そして、調べてみて私も驚いたのですが、**アメリカやイギリス自身が、今回の戦争を集団的自衛権の行使とは位置づけていないのです**。このことだけで、**日本で行われている議論はかなりマユツバであることがおわかりいただける**でしょう。

では、「集団的安全保障」への参加とされている場合、つまり国連の安全保障理事会の決議があるとされている場合はどうでしょうか？

実は、その問題点を明らかにしたのも、やはり、イラク戦争でした。

アメリカが、今回のイラク戦争の大義名分としたのは、国連安保理決議です。具体的には1991年の**安保理決議687号**と、2002年11月の**1441号**です。前者は、湾岸戦争の終結にあたり、和平の条件としてイラクが大量

破壊兵器を破棄すること、武器査察を無条件で受け入れることなどを定めたものです。後者は、イラクが前者で定められた義務を履行していないことを遺憾としたうえで、このまま義務違反が続けばイラクは「重大な結果に直面するであろう」と警告するものでした。

とはいえ、これはアメリカやイギリスの一方的な軍事行動を認めるものではありません。それなのに、アメリカとイギリスは戦争を強行した。

しかし、その誤りをただすことができないのが**国連の現実**です。安全保障理事会は「拒否権」を持つアメリカの行為を裁くことはできません。しかも、アメリカは**国際司法裁判所の枠組みにも、国際刑事裁判所の枠組みにも参加していません**。つまり「**言った者勝ち**」の状態になっているのです。

そして、そのイラク戦争に参加したくて仕方がなくて…つまりアメリカが要求する「**ショウ・ザ・フラッグ**」「**ブーツ・オン・ザ・グラウンド**」を実現するために提案されてきたのが、今回の「新憲法草案」です。

となると、それによって実現されるものが**国際法上認められる範囲にとどまるのか？…**という疑問が生じるのは当然でしょう。

現に、**アメリカは、場合によっては先制攻撃を辞さない**と明言しています。そのことは平成16年版の防衛白書にも書かれています。アメリカは「**国家安全保障戦略において**」「**大量破壊兵器とテロのもたらす脅威に対しては、時として先制することも必要との姿勢を打ち出している**」と。その場合であっても**共同の軍事行動を取る**というのであれば、「**集団的自衛権**」の行使ならぬ「**集団的先制攻撃**」となってしまうのではないのでしょうか。

鳥取宣言の準備過程で、わたしどものシンポ実行委員長はこう発言しました。

「**自衛隊が違憲なのか合憲なのか、あるいは集団的自衛権を認めるべきかどうかについては、**

弁護士の中にも多様な意見がある。だから、それについては、日弁連としての意見を述べない。しかし、イラク戦争はダメだ。『イラク戦争に参加すべき』あるいは『イラク戦争に参加できるような憲法にすべきだ』という意見は切り捨てる」と。

その発言が、先ほども紹介した鳥取宣言中の「**集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの**」との文言に反映しているのです。「**新憲法草案**」は、単に**集団的自衛権の行使を認めるものではない**。それ以上のもの…私流に言えば「**集団的先制攻撃**」「**国連憲章無視クラブ**」入りを実現するための改憲案なのです。

自衛隊肯定論者はもちろん、本来の意味での**集団的自衛権**を肯定する立場の人も反対せざるをえないものと言わねばなりません。

では、**民主党「提言」**はどうでしょうか。安全保障問題については、同党内の議論状況を反映して全体として歯切れが悪いのですが、同提言が**国連憲章**51条の「**自衛権**」には論及しつつ「**集団的自衛権**」には論及していないこと（15頁②）及び

「憲法に何らかの形で、国連が主導する**集団的安全保障活動への参加**を位置づけ、曖昧で恣意的な解釈を排除し、明確な規定を設ける。これにより、**国際連合における正当な意志決定に基づく安全保障活動とその他の活動を明確に区分し、後者に対しては日本国民の意思としてこれに参加しない**ことを明確にする。こうした姿勢に基づき、現場において**国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動（PKO）への参加を可能にする。**」（15頁）

という記載から見れば、**集団的自衛権の行使は否定するけれども、国連の集団的安全保障活動には積極的に参加してゆく…と読めます**（ここはむしろ民主党に直接釈明したいところです）。それが正しければ、自民党「**新憲法草案**」と一線を画すように見えますが、実は、**イラク戦争を基準**を見ると、**結論に大差ありません**。

なぜなら、先ほど述べたように、今回の**イラク戦争**では、**国連安保理決議が大義名分とされ**

ているからです。これを合法的な戦争と主張する人にとっては、イラク戦争というのは**国連の集団的安全保障活動の一環として行われたこと**になります。ところが、**民主党提言は、その点についてあまり問題意識を持っていない**。せめて、アメリカに国際司法裁判所や国際刑事裁判所の裁判に服することくらい求めてもよさそうなのなのに、そういう提案もない。わが国が国際刑事裁判所条約に署名すらしていないことも問題としていない。これは、相当に詰め甘い議論と言わねばならないでしょう。

■ 「**平和的生存権**」削除の意味 ～現実味を増す**全面改憲論**

ここまで9条2項のことばかり話してきましたが、前文の**平和的生存権**…つまり

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

との規定は、理念的には9条2項以上に重要な規定です。それは、平和の問題を個人の人権として規定しているからです。「**戦争は最大の人権侵害である**」という視点を明示したものであるということもできましょう。ところが、自民党「**新憲法草案**」ではこの**平和的生存権の規定が姿を消している**。民主党「**提言**」も「**残す**」とは言っていない。これをどう理解すればいいのでしょうか？

いまさら「戦争と人権は無関係」だとは言えないでしょう。だとすれば、**人権尊重の理念、立憲主義の理念自体が変質している可能性**があります。

考えてみれば、**最大の人権侵害、立憲主義の最大の敵である「戦争」を行うための改憲が、部分的な改正で終わるはずはありません**。自民党「**新憲法草案**」76条3項が「**軍事裁判所**」の新設を提案していることは、**憲法の中に今までとは異質の価値観と法体系が持ちこまれよう**

としていることの証左です。

そして、自民党「大綱」や民主党「提言」が「尊厳」という言葉を利用して、個人の国家に対する貢献ないし協力を憲法によって実現しようとするのも、まさに戦争を行うために、憲法そのものを変質させるためではないでしょうか。それが、以下に述べる様々な問題点の「震源地」となっているのですね。

■ 「公共の福祉」の変質

その第一は、13条の「公共の福祉」を変質させようという動きです。

ご存じのように、13条の「公共の福祉」はわが憲法が認める唯一の人権制約原理です。だから、これを広く解するか狭く解するかは、人権保障のあり方を根本的に左右する大問題です。

とはいえ、「公共の福祉」という言葉の意味は確かにわかりにくい。それは、戦前の日本に“public welfare”に相応する言葉がなかったからです。基本的人権の保障すらなされていなかったところに、その適正な制約について共通の認識がなかったのはアタリマエでして、どうしたって「わかりやすい」言葉などない。むしろ、「公共の福祉」という言葉とその中身を国民が受け入れるという発想でいかなければならなかったわけです。

そこで、憲法学会でもその意味をめぐっているいろいろな議論がくりひろげられてきたのですが、現在、憲法学者の間で通説となっているのは、この「公共の福祉」を「基本的人権相互の矛盾・衝突を調整する公平の原理である」と解釈する考えです。なるほど、その具体的な中身についてはまだまだ各論的な対立が続いているのですが、そこに共通するのは、人権を制約することはあっても、それは「個人」相互の調整のレベルにとどまる…という考えです。裏返せば「お国のため」という価値観を排除するという共通の理解がある。問答無用の「国益」とか「そん

なことをする奴は非国民だ」という論理は認められないのです。

ところが、自民党「新憲法草案」では、これが「公益及び公の秩序」となっています。なるほど言葉としては「わかりやすく」なりますが、それは戦前からある言葉だからです。つまり、意味も戦前のレベルに戻る。今まで憲法学者が一生懸命に排除してきた「お国のため」の論理が憲法に持ち込まれてしまう。これは、基本的人権のあり方を根本的に変容させるものだと言わねばなりません。特に、軍隊の活動のため、つまり「お国のため」の「有事法制」の整備がすすめられようとしている今、この問題は極めて重要です。

では、「人間の尊厳と共同の責務」を強調する民主党「提言」はどうでしょうか。

やはりというべきか、「提言」も「曖昧な『公共の福祉』を再定義」すべきであると主張しています。

「…個人の自由で自律的な人生選択にかかわる基底的基本権とその他の基本権とを区分し、その区分に基づいて『公共の福祉』を再定義する必要がある」（9～10頁）

とやや慎重な言葉使いをしていますが、「人間の尊厳」とセットにされた「共同の責務」が「お国のため」の論理を憲法に持ちこむ役割を果たすのではないかというのが気になるところです。

また、有事法制との関係では

「国家緊急権を憲法上に明示し、非常事態においても、国民主権や基本的人権の尊重などが侵されることなく、その憲法秩序が確保されるよう、その仕組みを明確にしておく」（5頁）

との記述が気になります。まるで国民主権や基本的人権の尊重のためというような記載になっていますが、もともと「国家緊急権」とは、非常事態において「法の支配」を凍結するための概念ですから、鵜呑みにはできません。

■ 国民を規制する憲法へ

次に、鳥取宣言は、改憲論議の中に

「憲法を権力制限規範にとどめず国民の行動規範としようとするもの」

「国民の責任や義務の自覚あるいは公益や公の秩序への協力を憲法に明記し強調しようとするもの」

があると規定しています。これは、**国家権力を規制する憲法が、国民を規制する道具に変質させられようとしている…つまり「法の支配」の原則が崩れている**という指摘です。

これが典型的に出ているのは民主党「提言」です。すなわち、「提言」は「**共同の責務**」を強調した上で、

「あらゆる『人間の尊厳』を破壊する個人的・社会的暴力を厳格に禁止する旨を明確にする。」（8頁）

といいます。しかし、「個人的・社会的暴力」を禁止するのは憲法の下「法律」の仕事です。その行き過ぎを憲法が規制しなければならないのに、憲法で直接国民を規制してどうするのでしょうか？ このような発想では、

「独立性の高い国内人権保障機関の設置を憲法上明確にする。」（8頁）

との提案についても、この「人権保障機関」が権力を濫用したときどうなるのだろうか…例えば政治家のプライバシー保護を名目に不当に表現の自由を制限したりしないだろうか…という疑念を禁じ得ません。

他方、**自民党**はといいますと、初期の自民党の改憲案では現在の納税義務などに加えて、「国防の責務」「社会的費用を負担する責務」「家庭等を保護する責務」などを明示していました。これらについては、各方面から批判を受けたせいか、新憲法草案では姿を消しています。しかし、よく見ると、12条に「**自由及び権利には責任及び義務が伴う**」という文言が入っています。いわば「**義務**」の包括規定がおかれた

わけです。しかも、もともと12条にあった「**公共の福祉**」が**国家に対する「義務」**に置き換えられたことは、新憲法草案13条の「**公益及び公の秩序**」が「**お国のため**」の論理に立つことを裏付けていると言わねばなりません。

■ よみがえる「国体」の亡霊

次に注目すべきは、改憲論の中に「**伝統**」「**文化**」や「**郷土**」「**国**」を憲法に盛り込もうという動きが目立っていることです。これは**国家主義的色彩が前面に出てきている**ことを意味します。

それが最も素直に出ていたのは自民党の中曽根小委員会の前文案でしたが、幸か不幸か「**新憲法草案**」発表直前にボツになりました。しかし、よく見ると、「**新憲法草案**」でも、前文に

「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務」

が規定されている。これは、いわゆる「**愛国心**」の議論を反映したものです。

また、前述のように、新憲法草案20条3項で政教分離原則が緩和されることによって、**国家主義のシンボル＝「靖国」の復活**が可能になっていることも看過できません。

では、**民主党「提言」**はというと、自民党に負けてはいません。同「提言」は、「**新しい憲法がめざす五つの基本目標**」の1つとして、

「日本の伝統と文化の尊重とその可能性を追求し、合わせて個人、家族、コミュニティ、地方自治体、国家、国際社会の適切な関係の樹立、すなわち重層的な**共同体的価値意識の形成**を促進すること」

を掲げます（2頁）。

また、別な箇所では

「憲法それ自体が**国民統合の価値**を体現するものである」とか

「未来志向の憲法は…、国民の意思を表明し、世界に対して**国のあり方**を示す**一種の『宣言』**としての意味合いを強く持つ」

といった記載もあります（1頁）

ここらへんも、「国柄」と「日本人のアイデンティティ」を強調する自民党「大綱」と基本発想がとても似ているのですね。

しかし、現行の憲法前文は700字しかありません。たかだか数百字で「わが国の伝統と文化」や「国柄」「日本人のアイデンティティ」を語ろうというのは無茶な話です。それを強引にやれば、おのずと恣意的で非科学的な内容となる。それでは「神話」です。

では、なぜ、そんな「神話」にこだわるのでしょうか。国家主義を徹底するためには、国家そのものに個人の幸福を超える価値を見いださなければなりません。しかし、先程も述べたように、もともと今私たちがイメージする国家、国民国家というのは近代になって初めて登場したものです。それに永久の価値を与えようとするれば、フィクション、つまり「神話」が必要になります。だから、その「神話」を憲法に規定して、国民に押しつけようとする動きが出てくるのです。

ちなみに、これは明治政府がやったことと全く同じです。ご存じのように明治政府もいろいろな「伝統」や「文化」を創造しました。

で、私はその被害者の1人なんです。なぜかという、司法試験に何度も落ちた。これは奈良の橿原神宮のお守りに頼りすぎたからじゃないか（笑）。ご存じのように、橿原神宮は天皇の權威を發揚するために明治政府が建立したものであったのですが、ワタクシ、不勉強だったので、2000年位前からある由緒正しい神社だとばかり思っていた。しかし、明治以降100年分の御利益しかなかった訳です。こういうダメシを再び許してはいけない（笑）。

これは冗談としても、私には、現在の動きの延長線上に、あの「国体」ファシズムの亡霊が見えるのです。これは、杞憂でしょうか？

■ ソ連の崩壊と立憲主義

以上見たように、自民党の新憲法草案も、民主党「提言」も、憲法を壊しかねない内容を持っています。しかし、彼らはそれを「発展」だとか「未来志向」という。そのカラクリに「尊厳」という言葉が使われていることは既に述べましたが、それだけで国民の理解が得られるとは思えません。

そういった中で、いくつか見逃せない議論があります。たとえば、私が熊本で出会ったある改憲論者は

「国家と個人を対置させる考えはマルクス主義の残滓だ。社会主義が崩壊した今、そのような考えはもう時代遅れではないか？」

と強調していました。これは意外と広く浸透している考えではないかと思えます。

しかし、これは全く逆なんですね。ソ連型社会主義崩壊の教訓から学ばなければならないのは、国家と個人との対立関係を無視してはいけないということなのです。

社会主義思想そしてロシア革命は立憲主義のありかたにも大きな影響を与えました。特に、社会権、参政権及び平和の問題に関する影響は絶大だったといえましょう。しかし、これらの国々の指導者は、革命によって国家と個人の緊張関係がなくなったと錯覚した。つまり、国家が個人の人権を侵害するのは資本家が国家権力を握っているからであって、労働者が政権を握り階級対立が解消されればそのようなことは起きない…と考えました。その結果、これらの国の憲法においては、個人主義はブルジョワ的なものとして否定され、法の支配の原則も採用されませんでした。かくして、「ソ連型」の社会主義国家は著しく人権抑圧型の社会になってしまったのです。

■ 個人主義と利己主義

もう一つ、キーワードとしてよく使われるのが「ゆきすぎた個人主義」とか「誤った個人偏重主義」という言葉です。

個人的にも、ある場所で講演させていただいたとき、学校の先生から

「憲法が大事だというのはわかるが、今の若者の『ジコチュー』ぶりや『無気力』ぶりを見ていると、『公共』や『愛国心』も必要ではないかと思う」

という意見をいただきました。これは、誰もが一度は感じた疑問ではないでしょうか。

しかし、そもそも立憲主義は国家の存在を否定するものではありません。むしろ、**個人にとって、国家の存在が必要不可欠**なのです。例えば、生活保護も義務教育も、国家あってこそ実現できるのです。ですから、**立憲主義**が、国を愛したり、誇りに思ったりすること…つまり「**愛国心**」を否定するわけではないのです。

また、**立憲主義は、公共の精神も否定しません**。実は、「**個人と公共**」の問題は、**立憲主義**が誕生した当時から議論されていたのです。当時、それは「**自由とは何か？**」という形で議論されていましたが、有名なのはT.ホブズとJ.ロックの「自由」の定義の違いです。

ホブズは、自由とは「**外的障碍が存在しないこと**」、つまり「**したいことをする自由**」だと考えていました。これは「**利己主義**」をも積極的に肯定する立場です。もっとも、それだけでは社会を維持できません。彼のいうところの「**万人の万人に対する闘争**」が始まってしまいます。そこで、彼は「**王への絶対服従**」の必要性を説きました。

他方、**ロック**は、「**法の支配**」の概念を取り入れて、**王権の制限**を説きました。ただ、そうすると、国家、社会がバラバラになってしまう可能性が出てきます。そこで、**ロック**は、「**理性**」による「**自律**」の必要性を強調します。つ

まり、**ロック**における「自由」とは「**理性にしたがって行為する自由**」であり、**利己主義と一線を画す概念**でした。わかりやすく言えば、彼における自由とは、「**したいことをする自由**」ではなく、「**なすべきことをする自由**」だったのでね。

この考えは、さらに、19世紀イギリスの思想家である**J.S. ミル**によって発展させられます。彼は「**理性**」という言葉を使わず、「**他人の幸福を自己の目的としようとする感情と能力**」は**人間に与えられた「天性の社会的な要素**」であると述べました。わかりやすく言えば「**人は他人を幸せにして初めて幸せになれる。他人の不幸をわかちあって初めて不幸を乗り越えられる**」ということです。

つまり、**立憲主義**においては、各「**個人**」には、「**何をしたいのか**」ではなく、**他者のため、社会のために「何をなすべきか**」を自主的に考え、実践することが期待されている。そして、その実践の中にこそ、「**幸福**」や「**生き甲斐**」があると考えられているのです。

これに対して、**改憲論者**の多くは、このような豊かな「**個人**」のありかたをイメージできません。「**利己主義**」と同義に考えてしまう。そのため、**ホブズ**と同じ発想に陥ります。つまり個々人が「**何をなすべきか**」を**国家権力が決めて強制する**という発想になるのですね。

その結果、**国家に逆らうことを許さない「公共**」と、**画一的に内容を公定された「愛国心**」のあり方が**国民に押しつけられ、それに従わない者は「非国民」として排除されてしまいます**。そのことは、最近の「**日の丸**」「**君が代**」をめぐる状況を見ればよくわかりいただけると思います。

しかし、「**国、公共、あるいは他人のために何をなすべきか**」という問いへの答えや、「**国の愛し方**」は、個々人によって千差万別のはずです。たとえば「**戦争反対**」も一つの「**公共**」

のあり方だし、そういう「国の愛し方」もあっていいはずです。

つまり、この問題の核心は、「公共」や「愛国心」を認めるかどうかではない。そこに「個性」「多様性」そして「自主性」を認めるかどうか…なのです。

「ゆきすぎた個人主義」とかいう議論は、そもそも本来の個人のあり方、個人主義の意味を取り違えているとしかいいようがありません。

だから、私に質問をした学校の先生も悩む必要はなかったのです。教育委員会や校長からの「日の丸」「君が代」の強制には断固として反対しつつ、「ジコチュー」の生徒達には毅然として正しい生き方を教えてあげればいい。それで何も矛盾は生じないのですね。

■ 真価が問われる民主主義

最後になりましたが、鳥取宣言は、憲法96条の「**憲法改正の発議要件緩和や国民投票を不要とするもの**」があると指摘しています。自民党の「**新憲法草案**」でも、国会の発議要件を「各議員の総議員の三分の二」から「過半数」に緩和することとされています。

しかし、多くの憲法学者は「96条の手続で96条を変えることは許されない」と言います。それはなぜでしょうか。

そもそも、憲法とは国家権力を規制するもの、つまり**権力にとって一番邪魔な**ものです。それを何とかしてとっばらいたいという衝動にかられるのは世の東西を問わない。その時、**誰もが考えるのは、憲法「改正」手続を緩和して「変えやすく」**してしまおうということでしょう。だから、ここには手をつけてはいけない…と考えられているのです。

ただ、これに対しては、「国民投票を経ての結論がなぜだめなのか」「民主主義をないがし

ろにするのか？」という反論があるでしょう。

なるほど、わが憲法は「国民主権」、つまりいわゆる「民主主義」の立場を取ることを明らかにしています。

しかし、他方で、憲法が、単純な多数決による政治的意思決定を極力避けようとしていることにも注意する必要があります。それは、「個性」と「多様性」を尊重すればするほど、1億を超える「個人」を1つの考えにまとめるのが困難だからなのです。

近代にあつてそれを無理にまとめようとしたのが、「一般意志」への絶対服従を説いたルソーです。しかし、彼の考えを実践したフランス革命では「ギロチン」による粛正が相次ぎ、民主主義は恐怖政治の代名詞になってしまいました。

その後、普通選挙運動が進むにつれ、再び民主主義の復権が進みましたが、同時に、J.S.ミルが「**多数者の暴虐**」の危険性を指摘したことも忘れてはいけません。民主主義とは形式的には多数決です。**民主的な手続の結果は、相対的多数者の意思でしかありません。**それを絶対化することには、少数者の人権を蹂躪する危険がつきまとう。だからこそ、憲法は「**違憲立法審査権**」を定めたのですね。

ですから、私は、「民主主義」を立憲主義の原則として認めるとしても、ほかの原則、特に**基本的人権の尊重に優位するものではない**ということを銘記すべきだと考えています。まして「**民主主義**」の名の下に**立憲主義そのものが否定されるようなことがあってはなりません。**それは「民主主義が自殺」してヒトラーを独裁者にしてしまったドイツの過ちを繰り返すことになりましょう。

そして、**憲法を「変えやすく」**するとは、すなわち、**立憲主義の柱たる「法の支配」を骨抜きにすること**です。国民投票の廃止などは論外としても、国会の発議要件を2/3から1/2にするだけでもだいぶ変えやすくなります。このような変更は**民主主義の限界を超えるもの**と言わねば

なりません。

ただ、誤解ないように申し上げますと、私は、民主主義が不要だとは全く思いません。それは、「個人」が主体的に政治に参加する制度であり、立憲主義のエンジンです。

そして、現在の憲法をめぐる議論、これにどれだけ多くの国民が参加し、きちんとした議論ができるか。これが、わが国の民主主義の水準をはかる格好の試金石となると思います。その意味で、目前に迫った「国民投票法」をめぐる課題が極めて重要だといえましょう。その点を指摘して、私の話を終えさせていただきます。

ご静聴、どうもありがとうございました。

Q：今回の宣言で9条の「より徹底した恒久平和主義」に「先駆的意義」があるというのはどういう意味ですか。

宣言は「日本国憲法第9条の戦争を放棄し、戦力を保持しないというより徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものである」と規定します。

このうち「戦争を放棄」することは既に「戦争放棄に関する条約」で確認されていることです。従って、この規定の核心は「戦力を保持しない」という9条2項の規定に「平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義」があるという点にあります。

では「先駆的意義」とは何か？ 私がこの言葉を聞いて思い浮かべるのは、戦前のドイツワイマール憲法の「生存権」規定です。ご存じのように、これは当時にあつては、理想的に過ぎるという評価がされていました。しかし、この規定は、現代型の人権として、今や世界的に普及しています。

これと同様、100年先の世界においては「戦力を保持しない」ことが世界の常識になるだろう…これが宣言の立場だと私は考えています。先ほど、立憲主義の体系に「平和主義」「戦争の禁止」が組み込まれたのは必然だと述べましたが、戦争を禁止しながら、その道具である戦力の保持を認めるのは背理です。また「戦力が戦争を呼ぶ」というのも事実でして、いずれ条件さえ整えば「戦力不保持」がアタリマエになるだろうという予測には十分な合理性があると思います。

Q：宣言が「より徹底した恒久平和主義」を「尊重」と言わないのはなぜですか。

ご指摘のように、宣言が「恒久平和主義」と「より徹底した恒久平和主義」という言葉を使

い分けている以上、宣言は「より徹底した恒久平和主義」を「尊重されることを求める」とは言っていないこととなります。

そして、前述のように「より徹底した恒久平和主義」とは9条2項を指すのだと考えた場合、今回の宣言は9条2項について「先駆的意義」を確認したものの、その堅持ないし尊重までは求めているということになるはずですが（ただし、この点については異論もあります）。

なぜ、その様になったのかといえば、「自衛隊をどうするのか」という問題について会員の意見が一致しないからです。

「『戦力を保持しない』ことが『尊重されることを求める』とは『自衛隊の廃止』を求めることと同義ではないか。それが会員の総意なのか？」…という反対論は無視できません。

これに対して「専守防衛に徹する自衛隊なら『戦力』ではなくて『武力』だ」などと反論すれば、今度は「非武装平和主義」の先生方から強力な反対が出るでしょう。

だから、あえてそこは避けたのです。それを不徹底と思われる方もおられるかもしれませんが、私は、むしろ、宣言が自衛隊の問題を避けながらも、今の改憲論が「集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの」であると看破して、反対の立場を明らかにしたことを強調すべきではないかと考えています。

Q：「宣言は自衛隊を容認するもの」という意見がありますが、本当ですか。

そういう宣伝が一部でなされていますが、それは間違っています。自衛隊の存在そのものについては否定も肯定もしない…それが宣言の立場だからです。

戦力不保持に先駆的意義を認める宣言の立場からすれば、自衛隊も軍事力ではある以上、存

在しない方が理想であり、将来にあってはなくすべき存在だということになるはずです。

しかし、それを今すぐ実現すべきかは別問題です。その条件が揃っていないのであれば、現時点では「必要悪」として肯定するという選択肢もありうる。その点については会内の合意はできていない。

だから、今回の宣言は「自衛隊が違憲」だとも「合憲」だとも、「なくすべき」とも「残すべき」とも言っていません。会員の意見が分かれているから、組織としての意見表明をしない…当たり前のことです。なぜそれが「自衛隊を容認」するものという評価になるのか私には理解できません。

今回の宣言が自衛隊を容認するものなら、1997年の下関宣言も同じです。同宣言は「平和のうちに安全に生きる権利」の意義を確認しながら、「戦力不保持」については論及することすらできませんでした。しかし、この宣言が自衛隊を容認するものだという評価は聞いたことがありません。

私は、「護憲」の立場から今回の宣言に反対された先生方の熱い思いがあるからこそ、今回の宣言で、従来のタブーを打ち破り、9条2項の「先駆的意義」が確認されたのだと考えます。ですから、そういう主張をされる先生方の姿勢には共感するところがあります。

しかし、だからといって、今回の宣言を「自衛隊を容認するもの」と貶めてよいことにはなりません。それは、結果として、侵略戦争に道を開く改憲を阻止する可能性を損ねるものだと思います。

Q：今回の宣言の立場では、地方単位会などが「9条2項堅持」の立場で意見表明することは、日弁連の方針に反することになるのですか？

いいえ。宣言が9条2項の規定に「平和への

指針として世界に誇りうる先駆的意義」があると規定する以上、地方単位会や任意の団体が9条2項の理念を推し進める方向で民主的な議論をしたり意見表明することと、宣言の内容とは矛盾しません。むしろ、それが可能ならば、ぜひ、そうしていただきたいと思います。

ただし、実際問題として、地方単位会にあっても、一挙に「9条2項堅持」のレベルで意見表明するのは簡単ではないでしょう。

そのとき、この問題を避けるのではなく、鳥取宣言と同じ発想で、「今の改憲論には反対」という議論の仕方もあるのだということ、そしてそれは単なる妥協ではなく現在の改憲論の本質を踏まえた議論なのだとすることを、声を大にして強調したいと思います。

Q：イラク戦争に参加すべきではないという趣旨はわかりましたが、国連安全保障理事会が明確な武力行使容認決議を上げたときには協力すべきではないですか？

あるいは、国連憲章51条が想定する本来の意味での集団的自衛権の行使は認めるべきではないのですか？

A：その点については、鳥取宣言の射程範囲外の問題になりますから、個人的立場からお答えさせていただきたいと思います。

よく、「憲法9条のせいで日本国民は平和ボケになっている」という論評を聞きますね。それが正しいかどうか別として、「憲法9条のせいで、日本国民は、国際法オンチになっている」ということは確実に言えると思います。

つまり、わが国において、平和の問題をめぐる議論の焦点には常に9条…特に9条2項がありました。だから、戦争放棄に関する条約や国連憲章といった国際法の存在や意義について鈍感になっていたのではないのでしょうか。

それを反映してか、9条改正論がタブーでなくなるや、政治家からは驚くべき国際法無視の

発言がなされています。

たとえば、イラクへの自衛隊派遣に活躍した石破茂元防衛庁長官は、著書「国防」の中で、次のように述べています。

「『イラク攻撃は国際法違反だ』と言った国もあります。しかしその国際法とは、一体、誰が解釈する権限を有しているのでしょうか？ 実は誰もいないのです。

国際法は、それぞれの国がそれぞれの解釈をしています。最終的にこう解釈するのだという、日本で言えば、『最高裁判所』があるわけではありません。

国連がその役割を担っていると思っ

ている方もいらっしゃるでしょう。しかし、国連安全保障理事会にもそれは出来ません。常任理事国のどこかが拒否権を使ったら、そこで話はお終いです。ですから結局、『国際法違反である』と言っても、それは、その国がそう思いますと言っているだけの話です。そして日本はどうかというと、『国際法違反だとは思っていない』という立場を取ったのです。」（40頁）

なるほど、石破氏が述べる内容に嘘はありません。しかし、その姿勢が問題です。石破氏の発想では、日本の中国侵略を「戦争放棄に関する条約」に違反しないと強弁した戦前の日本政府の弁明も間違っていない…ということになるはずです。

私は、こういうことを言う政治家が国政を牛耳っている限り、ご質問のような活動であっても、それに日本が参加することに躊躇を覚えざるを得ません。「国際法などなきに等しい」と豪語する国に、国際法の枠組みの中で行動をすることを期待するのは無理な話だからです。

そして、どうしてもこれらの活動に参加すべきというのなら、民主党提言に関連して述べたように、最低限、アメリカをはじめとする国連常任理事国が国際司法裁判所及び国際刑事裁判所の裁判に服すべきこと、ひいてはその特権的な拒否権を廃止すべきことを堂々と要求すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

Q：国際司法裁判所、国際刑事裁判所というのは、それぞれどういうものですか？

これについては、正確なところは国際法の教科書に譲りますが、手元にある辞典（マイクロソフト製DVD版百科事典）の記述がわかりやすいので引用しておきます。

国際司法裁判所 International Court of Justice

略称ICJ。「世界法廷」としても知られる国際連合の主要な司法機関。所在地はオランダのハーグ。1945年、国連憲章のもとで設立された。前身は国際連盟のもとで設置された常設国際司法裁判所。国連憲章と不可分の関係にある国際司法裁判所規程によって機能する。国際紛争の司法解決を主要任務とし、訴訟当事者は国家に限定される。

国連憲章第94条のもとで、紛争は2通りの方法で提訴される。ひとつは、すべての当事国が国際司法裁判所への付託に合意する場合。もうひとつは、一方の当事国の請求によるものである。また規程当事国は、裁判所規程によって、特定範囲の国際紛争における裁判所の司法権を義務的なものとしてみとめることをあらかじめ宣言（選択条項受諾宣言）することができる。

もし当事国双方がこの宣言をおこなっていれば、選択条項の管轄内の問題については、どちらか一方が請求すれば、他方の当事国に応訴義務が発生する。1985年10月、アメリカのレーガン大統領が選択条項受諾宣言を撤回、すでに旧ソ連、中国、フランス、ドイツ、イタリアなど主要各国も宣言を拒否していたので、国際司法裁判所の力はいつそう弱まった。

国際刑事裁判所 International Criminal Court

国家間紛争や国内紛争などで重大な非人道的行為をおかした個人をさばくための常設の裁判所。独裁者による迫害なども対象となる。略称ICC。2002年7月1日に国際刑事裁判所規程が発効した。設置場所はオランダのハーグ。類似の裁判所に同じくハーグにおかれている「国際司法裁判所」があるが、同裁判所は国際紛争の司法解決を主要な任務とし、訴訟当事者を国家に限定している点で、個人をさばく国際刑事裁判所とは性格をこととする。

アメリカは起草の段階から修正を要求し、採択されたローマでの会議では反対票を投じた。

クリントン大統領は2000年12月に署名したが批准措置は講じず、次のブッシュ大統領は、02年5月に署名そのものを撤回した。

アメリカが強く反対する理由は、海外に派遣したアメリカ軍兵士が政治的な理由でさばかれることをおそれるからである。アメリカが締約国でなくても、アメリカ兵の展開する国が締約国であれば、裁判所の管轄権がおよぶことになる。

アメリカは、ボスニア・ヘルツェゴビナに派遣しているPKO(国連平和維持活動)の任期が2002年6月に切れるにあたって、国連安保理が半年延長する決議をしようとした際、拒否権を発動した。国際刑事裁判所規程が7月1日に発効すれば、以後のアメリカ兵の安全はまもれないとの判断であった。これについては結局、安保理が「PKO要員への捜査や訴追を1年間猶予する」ことを決議して事態を收拾した。

また、国際刑事裁判所の設立を支持している国に対し、軍事援助や経済援助の停止を圧力に、アメリカ人を同裁判所にひきわたさないという2国間免責協定をせまり、多くの国との間で成立させた。安保理に対しては、2003年6月にも1年間の猶予の決議を出させたが、イラクでの捕虜虐待事件の発覚で04年6月の提出を断念、いくつかの国からPKO派兵をひきあげる方針を表明した。

日本は、国際刑事裁判所の設立を支持しているとしながらも、国内法令との整合性についての検討が必要などの理由で、署名もまだしていない。

Q：「個人の尊厳」という言葉は憲法24条2項の明文にも出てきます。それに意味がないというのはおかしいのではないですか？

A：私は24条2項の「個人の尊厳」に、13条の「個人」以上の意味を読み取ろうとすることに意味がないと言っているだけで、24条2項に意味がないとか、表現が間違っていると言っているわけではありません。

残念ながら、しばしば「個人プレー」という言葉が否定的ニュアンスで用いられるように、日本語としての「個人」には、未だIndividualの

訳語としての本来の意味が持たされていません。敗戦直後ならなおのことでしょう。そのギャップを埋めようとして、起草者は、最大限の修飾語として「尊厳」という言葉を使ったのだらうと私は推測しています。

ただ、「尊厳」という言葉には、何か神棚に祭り上げるようなイメージがあります。これは、「幸福追求」の主体としてのIndividual個人のイメージにそぐわないんじゃないかという気がしなくてもありません。本当は「個人」というだけで全てが語れるようになれば一番いいんですけどね。

Q：「企業の中には憲法は入らず」という言葉がありますが、私人による人権侵害も深刻です。だからこそ、「憲法の私人間効力」をめぐる議論がかわされてきたのではないですか？

民主党提言が憲法に「個人的・社会的暴力を厳格に禁止する」ことを謳おうと提言しているのは正しいと思います。それを否定するということは、私人による人権侵害は放置するということですか？

A：ご指摘のとおり、憲法学上の論点の1つに「憲法の私人間効力」という論点がありますが、私は、憲法の基本理念が「個人主義」と「法の支配」であると考えたとき、この論点をスッキリ理解できると考えています。

つまり、「法の支配」という理念は「国家権力」との関係のみにおいて意義を有するものです。そこを曖昧にはいけない。だから「法の支配」に立脚する憲法を、私人間に直接適用しようなどと考えるはいけないのです。99条が、あえて国民に憲法尊重擁護義務を課さなかったことには理由があるのですね。

他方、既に説明したように「個人」individualという言葉は、中世的社会秩序に対する反対概念として誕生したもので、本来は、ひとりひと

りの人間の生き方を射程範囲とするものです。

そして、「独立して自由かつ平等な一人ひとりの人間のあり方」は、家族のみならず、企業、労働組合、政党等々様々な団体との関係で問題となります。つまり、「個人」としての生き方は、私的な関係においても尊重されなければならない。

そのように考えると、「個人の尊厳」を定めた24条2項の本来の意義は、「個人」としての生き方は、家族間、つまり私人間においても尊重されるべきことを憲法が明示したことにある…ということになります。そのことは、「本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ」という民法1条の2の存在により、より鮮明になるというべきでしょう。

かくして、「個人」として生き方を封殺するような集団・団体のあり方は…それを「憲法の間接適用」というか「民法1条の2の適用」というかは別として…否定されることになる訳です。

ただし、それはあくまで法律の制定ないし解釈のレベルの問題であって、国家権力を規制する憲法のレベルの議論ではない。その区別はしっかりしておかなければなりません。

そして、民主党提言の中身は、それを完全に混同している。「法の支配」の何たるかを失念した議論だと思います。

Q：今日は「教育基本法」の話が出てきませんでした。教育基本法改正問題についてはどう考えていますか？

A：教育基本法改正の焦点となっている条文の1つに同法1条の規定があります。

同条は、

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任

を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

と規定しますが、これ、何度読み直してもよくできてます。

先ほど、立憲主義の想定する「個人」像についてお話をさせていただきましたが、それを完璧に把握しきった上で格調高い文章に仕上げている。同法が制定された時点で、日本にこのような文章を創ることのできる人材がいたことに素直に感動します。

では、これを変えようという人は、一体何が足りないというのでしょうか？

今の法律にも、ちゃんと「国家及び社会の形成者」としての自覚も、「勤労と責任を重んじるべきこと」も書いてある。

これでは足りずに「公共」や「愛国心」を付け加えようというのであれば、そこにいう「公共」とか「愛国心」というのは、本来のそれと違う…基本法の言葉を借りれば「真理と正義を愛」さず、「個人の価値」に重きをおかず、「自主的精神」に欠けた…権力者に都合のよい「公共」や「愛国心」なのではないかと思います。

Q：今日話しにあった「立憲主義」はいわゆる「近代立憲主義」だと思います。しかし、これは近代から現代にかけて、法実証主義の影響などで大きく変容したのではないですか？

A：時間の関係で詳しく説明することができませんでしたが、西欧においても「立憲主義の空洞化」ともいうべき時期がありました。プロイセン憲法や明治憲法が、その制定当時にあつては、諸国からも「立派な憲法」と評価されていたのはその証左です。

また、社会権や参政権といった現代型の人権が誕生する中で、古典的な「自由」の概念も変容を迫られました。

その歴史を総括した上で、近代から現代への立憲主義の歴史を貫く本質は何か？…というのが、今回のシンポの研究テーマの一つでした。その結論こそが、「個人主義」と「法の支配」であり、それが宣言の文言にも反映しているのです。

第1シンポ基調報告書の第3章がこの点に対する一つの答えになっていると思いますので、是非、お目通しいただければ幸いです（ちなみに、この基調報告書、大量に売れ残っているそうなので、是非、追加注文いただければ幸いです）。

Q：「人間の尊厳」の概念についてもう少し詳しく説明してください。

A：その質問は私の能力を超えています（笑）。

実は、シンポの準備過程で何とかこの「人間の尊厳」の概念を理解しようと悪戦苦闘したのですが、時間切れアウトになってしまいました。まあ、「民主党提言の定義くらいですれば誰も苦労しないよね」というイヤミを言うのが精一杯のところですよ（笑）。

とはいえ、それだけでは余りに不親切ですから、私がおぼろげにイメージしている範囲でご説明しますと、先ほどもご紹介したとおり、この言葉のルーツをたぐると、古代キリスト教に行き着きます。2000年以上も昔、神学者たちは、神が自分をかたどって人間だけを創り、キリストが自らの死によって人間だけを救ったということから、人間だけに特殊の価値＝「尊厳」*digunitas* があると考えたのです。

ただ、中世にあっては、「神の尊厳」が強調され「人間の尊厳」が議論されることは余りなかったようです。

それが変化したのが、先ほどもご紹介させていただいたようにルネサンス期でして、人間は真理と善にむかう能力をもつ理性的存在である

ことを強調し、人間の尊厳と価値を重んじるべきであるとするいわゆる人文主義 Humanism が文学的文化的運動として西欧に広まります。

次に、18世紀になると、カント Immanuel Kant が宗教的な色彩を取り去り、「尊厳」を「非代替性」と考えました。つまり、価値ないし価格を持つものはその代替物があり得る。しかし、人間にはそれがない。人間を単なる手段として使うことは人間をモノとして扱うことになり、これは人間の尊厳を犯すことになる…というわけですよ。

そして、これがドイツ基本法や世界人権宣言に承継されている「尊厳」の概念なのですね。

Q：基本的人権を基礎づける概念が「個人主義」と「人間の尊厳」の2つに分かれた理由は何ですか。また、どちらが優れているのですか？

A：これも私の能力を大きく超える質問ですねえ（苦笑）。ただ、全くお答えしないわけにもいかないでしょうから、あくまで漠然としたイメージないし仮説であることを前提に、お話をさせていただきます。

まず、なぜ2つの考えが生まれたのかという点ですが、注目すべきはカントの「人間の尊厳」よりもホブズやロックの「個人主義」の方が古いということです。

おそらく、カントの時代のドイツでは「個人主義」とか「自由」とかいう概念は「過激思想」として弾圧の対象となっていた。だから、キリスト教の「人間の尊厳」を権力者も反論できない論理に発展させて、基本的人権を裏づける必要があったのでしょう。

次にどちらが優れているかというご質問ですが、それに簡単に答えられるくらいなら、とっくの昔にそのどちらかに一本化されているでしょう。おそらく、一長一短ある概念なのだと思います。

います。

私の見るところ、「人間の尊厳」概念の最大の長所は、その普遍性にあると思います。なにせ、カントが権力者に弾圧されないように工夫をこらした概念ですから（笑）。そして、現代にあっても「個人主義」「法の支配」が承認されている国はむしろ少数です。そういう状況下でも「基本的人権」を説くについて「人間の尊厳」概念は有効です。国際条約でこの概念が多用されているのはそのせいではないでしょうか。

しかし、「反論できない」というのは「検証できない」ことの裏返しでもあります。そのため、下手をすると「なんでもあり」になってしまう。特にコワイのは「尊厳ある人間とは何か？」という問いを通じて、一定の価値観に従わない者を「尊厳のない人間」として排除する論理です。これは、特に宗教や民族主義がからんだときに顕在化するのですが、自民「大綱」や、民主党「提言」の論理も、その弊害が出たものといえましょう。

他方、「個人主義」の考え方には、未だ国家と個人の分化が進んでいない地域には定着しえないという限界があります。現代にあっても、内戦が続く国、封建的な社会秩序が支配的な国…いわゆる発展途上国の多くにおいて、その条件が十分に整っていないことに注意する必要があります。そういった国に対して「武力」で近代化を押しつけようというのでは本末転倒ですよ。

しかし、ひとたび「近代国家」が確立された地域では、個人主義はすぐれて実践的かつ政治的な概念となりえます。

「個人主義」の妥当性は、反対物たる「国家権力」の存在によって裏付けられます。近代に誕生した国家権力は「絶対王」という名前が象徴するように強大なものです。しかし、それを担うのは、いつの時代にあっても不完全な人間です。常に濫用の危険がつきまとう。たとえ完璧な権力者がいたとしても、その後継者がそう

だとは限らない。あるいは、その側近が権力者の名を騙って権力を濫用するかもしれない。

そして、その危険性は、J.ロックの時代とは比較にならないほど高まっています。権力者がボタン一つで世界を破滅させることも、国民一人一人の動向を把握することも、生命そのものを操作することも、技術的に可能になりつつあるのですから。このような時代にあっても「国家権力の自制」が失敗したとき、取り返しのつかない災禍が起きることは容易に想像が付きまします。だからそのリスクを回避するため、「個人」を第一に考え、「法の支配」によって国家権力を規制することには必然性があるのです。

また、個人の「個性」や「多様性」を尊重することは、国家の活力の源となります。近年、生物界における「多様性」の重要性が強調されていますが、これは人間社会でも一緒です。

一人一人が違った視点、違った考えで主体的に「なすべきこと」を実践し、「幸福」「生き甲斐」を追求してゆくなかでこそ、国家は内外の変化に柔軟に対応し、新しい価値を生み出してゆくことができるのではないのでしょうか。おそらく、ソ連型社会主義国家が活力を失い、瓦解していった背景にはそういう側面もあったのだらうと考えています。

Q：T. ホブズは個人主義や社会契約論の元祖と言われていますが、彼がイギリスの絶対王を擁護したということは、国家権力と個人が必ずしも対立するものではないことの証左なのではないですか？

また、「法の支配」の概念は、中世からあったといいます。ですから、これを立憲主義の核概念とするのはおかしいのではないですか？

A：ホブズの主張及び「法の支配」概念の歴史的沿革についてのご指摘はその通りです。

ただ、先ほどは、あまり詳しく説明するとかえってわかりにくくなるかと考えて省略したのです

が、「個人」が封建的な社会秩序から解放されてゆく過程と、権力の多元的な併存状況を克服して「国家権力」が誕生していく過程は表裏一体でした。しかも、それには数百年を要しました。中世から近代に一举に転換したのではないのです。そのことを念頭におけば、ご指摘の疑問は解消されると思います。

ヨーロッパを例に取りますと、中世では、対内的には封建貴族に権力が多元的に分散していましたし、対外的にも国王はローマカトリック教会の権威に服従していました。当時の国王は最も有力な貴族に過ぎなかったともいえます。ところが、13世紀以降、その状況に変化が生じます。バラバラに分散していた権力が1点に集中して、国家のすみずみにまで行き渡るようになります。その集中した権力が今日私たちがいうところの「主権」ないし「国家権力」であり、最初にそれを握ろうとしたのが「絶対王」と呼ばれる人たちでした。

この過程は、いわば、中世的・封建的社会秩序の「上からの破壊」であったということができましょう。これは、当時急速に力をつけつつあった商人たちが、「個人」として、「下から」中世的秩序を破壊してゆく動きと連動していました。

つまり、「個人」と「国家権力」が連合軍となって中世的・封建的な社会的秩序と対立し、これを破壊してゆくという時期があったのです。私は、それを体現する思想家がT. ホブズであり「リヴァイアサン」であったと思います。

ご存じの通り、彼はイギリスの絶対王政を擁護した思想家です。しかし、彼は、当時の通説であった「王権神授説」を採りませんでした。彼は「個人」を基本に「社会契約論」によって王の権力を基礎づけたのです。すなわち、彼は、歴史の始まりに個々人が「自然権」を持つ自然状態を仮定します。しかし、それでは「万人の万人に対する闘争」が起きてしまう。だから、これを克服するため、個々人が合意の上で国家

をつくり、王に絶対服従するのだ…と考えたわけです。

現代の感覚からすると、ホブズが「個人の自由」を説く一方で「王への絶対服従」を説くのは矛盾にしか見えないのですが、彼の生きた時代が中世から近代への過渡期であったことを念頭におけば謎は解けます。要は、「個人は、絶対王の言うことにさえ従えば、身分や家や領地といったオキテに縛られず、自由に何をしてもいい」ということだったのですね。

しかし、封建的社会秩序の解体が進むにつれて、個人と国家＝絶対王との対立が顕在化してゆきます。

すなわち、「絶対王」は、自らの地位を「身分」によって保障されるのですから、これを完全には否定できません。しかも、その権力が強大になり、それが恣意的に使われるようになると、「個人」にとって耐え難い障害となってゆきました。

かくして起きた政治的事件が、「市民革命」と呼ばれる出来事でした。

ここで大きな役割を果たしたのがJ. ロックです。彼は、ホブズの「社会契約論」を承継しつつ、ホブズとは逆に、王権の制限を説きました。

そして、そのためにロックが取り入れたのが「法の支配」という思想だったのです。これは中世イギリスで発達していた考えで、当時から「国王は何人の下にもあるべきではない。しかし、神と法の下にはあるべきである」という言葉で知られていました。しかし、当時であって、これは王に対する封建貴族や都市の特権を保護する役割を果たしていました。それゆえ、王の権力が増大する過程で一度は力を失ったのです。

ところが、この発想が、ロックによって、「個人」のための思想として、復活させられたのです。「古き革袋に新しき酒を盛る」という言葉がありますが、まさにそれを実践したわけですね。

Q：今日の話の中に「天皇制」の問題が出てきませんでした。これについてはどのように考えておられますか？

A：宣言は「天皇制」の問題に触れていません。それは、象徴天皇制を変えようという露骨な改憲論は、さすがに政党レベルでは出ていないからです。

また、「象徴」という枠を堅持する限り、それ単独では、決定的に立憲主義の体系と相容れないとは言えないでしょう。さらに、現在の天皇及び皇室は、靖国参拝を自粛したり、「日の丸」「君が代」の押しつけの動きを牽制したりと、節度ある行動を取っているように見えます。従って、今、天皇制が憲法改正論議の中心にあるとは思えません。

ただし、戦前・戦中の「国体ファシズム」の核となったのが国体＝天皇制であった歴史を忘れてはいけません。

「国体ファシズム」の構造を研究しますと、中核にある国体＝天皇制を側面ないし土台から支えたのは明治政府によって作られた国家宗教たる「国家神道」と「家」制度でした。また、この神権的国体が徹底的に強調されるようになった契機は、軍国主義の増長でした。

つまり、「天皇」「神道」「家」「軍国主義」が、一体となって戦前の日本を席卷し、「個人」を封殺したのです。

従って、戦後の憲法制定過程においてこれらに特別の力点が置かれたのは当然です。最大の焦点であった「天皇」については「象徴」という形で妥協が成立しましたが、その分、他の点については厳重な規定が置かれることとなったのです。

すなわち、神道の問題については、厳重な「政教分離」規定がおかれるとともに（20条1項、同3項、89条）、家制度を明確に廃止するた

めの独自の規定（24条）が設けられました。また、戦前のわが国において、内面の思想そのものまでも統制されようとしていたことへの反省から、端的に「思想・良心の自由」が明文で保障されることとなりました（19条）。そして、軍国主義については、比較憲法的に見ても類のない徹底した平和主義が取られることとなったのです（前文、9条）。

これを別な角度でいえば、「天皇」「政教分離」「家」「思想・良心」そして「平和」の問題は、わが国においては、立憲主義の根幹にかかわる問題として、他国におけるそれとは全く異なる重みを持つということです。

そして今、「政教分離」「家」「思想・良心」そして「平和」のいずれもが、昨今の改憲論では大きく戦前のレベルに回帰させられようとしている。

そのとき、果たして、「象徴天皇」は現在の姿を保ちうるのでしょうか。この点に、私は、重大な懸念を禁じ得ません。

Q：憲法に民族的アイデンティティを盛り込んでなぜ悪いのですか？ 実際、それを明記している国も多いと聞いていますが。

A：私的なエピソードを紹介させていただきますと、シンポ基調報告書の原稿を樋口陽一教授にお目通しいただいたとき、厳しく「間違い」と指摘されたのは、「国民国家と民族国家とは同義の概念である」と記述した部分でした。

教授は

「そういう考え方もあるが、自分はそれを取らない。現に、アメリカもフランスも国民国家だが、『アメリカ民族』とか『フランス民族』など存在しない。」

と指摘されました。

なるほど、考えてみれば、わが国にあっても「日本民族」というものを不用意に強調すれば、朝鮮系の方々あるいはアイヌ等の少数民族はど

うなるのか…という問題が生じます。あるいは、少子化時代を迎えて、将来数多くの移民を受け入れるようになったときどうなるのか？…という問題が生じましょう。

そこで、教授の著作を調べてみたところ、かなり先鋭的な…しかし正鵠を射た記述がありました。

詳しくは「憲法 近代知の復権へ」（東京大学出版会・177～186頁）を読んで頂きたいのですが、私なりにそのポイントを要約すると、今、国際的にも、**自然の所与としての「民族」ethnosと、社会契約という擬制によって説明されるような、構成されたものとしての「国民」demosとを意識的に区別すべきではないか**という議論が活発に行われている。**憲法制定権力を行使する能力を持つために、人民は、必ずしもそれに先行する集合的アイデンティティを持つ必要はないのではないか？** 現在進められているヨーロッパ統合についても、これまで多かれ少なかれ国家が抱え込んでいた民族の要素を切り離し、もっぱら「ヨーロッパ市民」というdemosの要素を基礎とするヨーロッパという国家が展望されているのではないかと。また、このようにethnosと国家との距離を確保することによって、かえってethnosは、自立し自律する単位として、文化の豊饒な多元性を支えるという方向性を与えられるのではないかと…という訳です。

私の要約が正しいかどうかは別として、なるほど、憲法に民族的あるいは国民的アイデンティティを書かなくても、別に誰も困りはしないと私も思います。

「憲法に民族的アイデンティティがないから若者がシャキッとせんのだ！」的な発想は、非科学的というか、一種の観念論に過ぎないのではないのでしょうか。本当のジコチュー的若者は、憲法だって勉強しませんよね（笑）。

Q：改憲論者が憲法に盛り込もうと考

「伝統」「文化」とは具体的にどんな内容なのですか？

A：それが一番ストレートに出ていたのが自民党中曽根小委員会の案だったのですが、ボツにされた案を持ち出して批判するのはフェアじゃないでしょう。

ただ、満を持して出された中曽根案がボツになったというエピソードは、示唆に富んでいます。つまり、具体的な文章をまとめる段階になると、自民党ですらなかなか一致できないのです。つまり、先ほど私が指摘したように、ただか数百字でわが国の伝統や文化、あるいはアイデンティティを文章にするなど、どだい無理な話なのです。

ですから、こういう考えを主張する人に対しては、抽象的に議論するのではなく、「じゃあ、具体的にどう書くの？」「あなたの案は？」「それで国民がみんな納得するの？」と逆にこちらから質問することでしょうね。

Q：96条改正について、議会の発議要件を変えることについては、学者も改正権の限界を超えるとは言っていないのではないですか？

A：確かに、憲法改正国民投票の廃止と違って、議会の発議要件の緩和については、学者は必ずしも明確な意見を述べていません。

しかし、私は、それは**国会の役割を不当に軽視するもの**だと思います。**代表民主制は単なる妥協の産物ではない**…それが私の考えだからです。

先ほども述べましたが、「国民の総意」は客観的に「そこにある」もの「見つけ出す」ものではありません。個人の個性と多様性を尊重すればするほど、ルソーのいう「一般意志」などフィクションに他ならないからです。しかし、それでは政治はできない。だから、積極的に「国

民の総意」の近似値を作り出してゆかなければならないのです。

それをつくり出すために必要なのは「責任」ある「議論」です。しかし、1億人を越える人たちがそれを行うことは、事実上不可能でしょう。ともすれば「勢い」や「流れ」だけで物事が決まってしまう。

だから、憲法は、あえて直接民主制を採らず、代表民主制を採ったのです。国会及び国会議員には、有権者の視線にさらされる中、民意を考慮しつつも、国民の代表としての自覚と、自らの責任において、適正な議論を行い、結論を出す責務が課せられているのです。

このような国会において3分の2の多数を確保することは簡単ではありません。それは、ある意味、国民投票で過半数を確保するより難しいかもしれない。いや、そうあるべきなのです。

そして、仮に国会議員の3分の2の賛同を得て憲法が発議されるにしても、そこに至るまでには責任ある議論が重ねられているはずで、その中で改憲案も練られたものになるだろうし、国民投票に際して多くの情報が有権者にもたらされるでしょう。

このように考えると、国会の発議要件を緩和することは、見た目以上の影響を及ぼすことになるはずで、議院内閣制を採り、かつ小選挙区制も採るわが国においては、政権党は国会の過半数の議員によって支えられているのが通常です。それだけで改正を発議できるとなると、果たして、そこで責任ある議論がなされるのでしょうか。それを、私は危惧します。

なるほど、現状の国会は憲法の期待する姿とはほど遠いかも知れませんが、しかし、だからといって、それを軽視するのは間違っています。現に、戦後60年、国民投票の発議は一度も行われてこなかった。その重みを忘れてはいけなと思います。

なお、これに対しては、60年間、改正の発

議すらなされなかったのは、憲法が「硬すぎる」からでは…という批判もあるでしょう。しかし、歴史的に見ても、今まで具体的に発議が検討されたのは9条改正だけでしょう。つまり、それだけ今の憲法は良くできているということです。そこに自信を持てばいい。

ちなみに、フランス人権宣言は、今でも「現役」でフランス国民の人権を護っているのです。昼と違って、憲法は「変えればいい」「新しければいい」というものではないんじゃないでしょうか？

Q：今回の宣言は、今の改憲論の問題点を全て網羅しているのでしょうか？

A：いいえ。今回の宣言が明らかにしたのは、立憲主義の視点から見て、明らかにおかしいという点だけです。

特に、統治機構に関する問題は、9条や13条などと違って単一の条文だけでその意味するところはわかりません。トータルとして見たときにどういう意味を持つのか、慎重に検討しなければならない問題が数多く残されていると言わねばなりません。

また、残された課題として重要なのは1980年代以降わが国のみならず世界を席卷しつつある「新自由主義」「市場原理主義」の影響です。

日本経団連を始めとする財界団体が、政党よりも改憲に熱心…という不思議な現象がなぜ起きるのかを真剣に考えなければならないのではないのでしょうか？

さらに、これは私の仮説ですが、今、立憲主義をめぐって日本と世界で起きていることは、1917年のロシア革命前の時代への逆行ではないか？ そう考えると、現代型人権たる社会権や参政権、そして平和の問題について、世界

的に大きな退潮現象が起きていることが一気にイメージできます。

そして、これも私の直感ですが、グローバリゼーションが語られる現代において、おそらく立憲主義は日本一国だけで護れるものではない。世界的スケールで「法の支配」を確立するという発想が必要不可欠だと思います。

そういう発想で物を考えるとき、憲法前文が他の「国家」ではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」と述べていることは含蓄が深い。アメリカの〇〇さん、中国の△△さん、韓国の□□さん、北朝鮮の◇◇さん……こういった世界の人たちと一緒に何を創り出せるのか？

そういったことを、これからも皆さんと一緒に考えてゆきたいと思います。

資 料

○自衛隊海外派兵

- 1991年 湾岸戦争90億ドル支出も全く評価されず
- 1991年 湾岸戦争後の掃海艇派遣—海外の公海上への初めての派遣
- 1992 PKO協力法
- 1992年 カンボジアPKFへの陸上自衛隊派遣—海外領土への初めての派遣
- 1993年 国連モザンビーク活動
- 1994年 ルワンダの難民救援活動
- 1996年 ゴラン高原・国連兵力引渡し監視団への派遣
- 2001年 海上自衛隊を戦時下のインド洋に派兵—戦時下の海外公海上への派遣
- 2002年 東チモール派兵
 - その他、国際緊急援助活動の一環としてトルコ、ホンジュラス、インド等に海上自衛隊の輸送艦、陸上自衛隊の医療防疫部隊、航空自衛隊の輸送機等を派遣するなど自衛隊の海外活動は常態化（既成事実の積み重ね）
- 2003年3月 イラク戦争開始
- 2003年7月 イラク特別措置法成立
- 2004年1月 陸上自衛隊がイラク到着—戦時下の海外領土への初めての派遣

○改憲への動き

政党

- 自由民主党（改憲）
 - 2004年6月 自民党憲法調査会憲法改正PT「論点整理」
 - 2005年4月 自民党新憲法起草委員会小委員会要綱
 - 2005年7月 自民党新憲法起草委員会要綱
 - 2005年8月 新憲法第1次案
 - 2005年10月 新憲法第2次案
 - 2005年10月28日 新憲法草案
- 民主党（論憲→創憲）
 - 2004年6月 民主党憲法調査会「創憲に向けて 憲法提言 中間報告」
 - 2005年4月 民主党「憲法提言」の策定に向けて
 - 2005年10月31日 民主党「憲法提言」
 - 2006年 民主党憲法改正案（憲法施行60年）—早まる可能性

新聞社

- 読売新聞社 1994年に第1次案、2000年に第2次案。
 - 2004年5月 読売新聞憲法改正2004年試案
- 日本経済新聞 2000年5月「次代へ生きる憲法に 自律型社会に対応を」

財界

- 2003年4月 経済同友会憲法調査会意見書 「自立した個人、自立した国たるために」
- 2004年12月 日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会「憲法改正についての意見=中間とりまとめ=」
- 2005年1月 (社)日本経済団体連合会 「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」
- 2005年6月 日本商工会議所 「憲法問題に関する懇談会報告書—憲法改正についての意見—」

衆参両院の憲法調査会

- 2000年1月 衆参両院に憲法調査会設置
- 2005年4月 それぞれ最終報告書を取りまとめ
- 2005年9月 衆議院に「憲法特別委員会」設置。「国民投票法案」審議予定。

○「国体の本義」から

「抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極においてはすべて西洋近代思想の根底をなす個人主義に基づくものであって、その発現の種々相たるに過ぎない」

「個人主義の行詰まりは、欧米に於ても我が国に於ても、等しく思想上・社会上の混乱と転換との時期を持来している」

「欧米が、今日の行詰まりを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が国に関する限り、真に我が国独自の立場に還り、万古不易の国体を闡明し、一切の追随を排して、よく本来の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々欧米文化の摂取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聡明にして宏量なる新日本を建設すべきである」

○立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言

日本国憲法制定からまもなく60年を迎える。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする当連合会は、1997年の人権擁護大会では「国民主権の確立と平和のうちに安全に生きる権利の実現を求める宣言」を行うなど、全国の弁護士会、弁護士とともに、日本国憲法と国際人権規約などを踏まえて人々の基本的人権の擁護に力を尽くしてきた。

ここ数年、政党・新聞社・財界などから憲法改正に向けた意見や草案が発表され、本年に入り衆参両院の憲法調査会から最終報告書が提出され、自由民主党が新憲法草案を公表するなど、憲法改正をめぐる議論がなされている。

そこで、当連合会は、自らの責務として、また進んで国民の負託に応えるべく、本人権擁護大会において、日本国憲法によって立つ理念と基本原理について研究し、改憲論議を検討した。

日本国憲法の理念および基本原理に関して確認されたのは、以下の3点である。

1. 憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立すべきこと。
2. 憲法は、主権が国民に存することを宣言し、人権が保障されることを中心的な原理とすべきこと。
3. 憲法は、戦争が最大の人権侵害であることに照らし、恒久平和主義に立脚すべきこと。

日本国憲法第9条の戦争を放棄し、戦力を保持しないというより徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものである。

改憲論議の中には、憲法を権力制限規範にとどめず国民の行動規範としようとするもの、憲法改正の発議要件緩和や国民投票を不要とするもの、国民の責任や義務の自覚あるいは公益や公の秩序への協力を憲法に明記し強調しようとするもの、集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの、軍事裁判所の設置を求めるものなどがあり、これらは、日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながると危惧せざるを得ない。

当連合会は、憲法改正をめぐる議論において、立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求めるものであり、21世紀を、日本国憲法前文が謳う「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」が保障される輝かしい人権の世紀とするため、世界の人々と協調して人権擁護の諸活動に取り組む決意である。

以上のとおり、宣言する。

2005年(平成17年)11月11日 日本弁護士連合会

○参考文献

- ・ホセ・ヨンパルト著「日本国憲法哲学」(成文堂)110頁～「『個人の尊重』(と『人間の尊厳』)」
- ・法律時報69巻9号44頁～ホセ・ヨンパルト、辻村みよ子「人間の尊厳と自己決定権」
- ・ジュリスト1244号13頁～押久保倫夫「個人の尊重:その意義と可能性」
- ・樋口陽一「憲法 近代知の復権へ」(東京大学出版会)
- ・ジュリスト1260号68頁～内閣法制局参事官八木一洋「憲法9条に関する政府の解釈について」
- ・C.G.ウイーラマントリー「国際法から見たイラク戦争」(勁草書房)